



Title	『名公書判清明集』卷三 賦役門 訳注稿
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 116, 35-113
Issue Date	2005-07-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34089
Type	departmental bulletin paper
File Information	116_PR35-113.pdf



『名公書判清明集』卷三 賦役門 訳注稿

高 橋 芳 郎

はしがき

『名公書判清明集』（以下「本書」と言う）の卷三 賦役門は税役に関係する書判三十三条を収録する。一口に税役と言うが、関係する方面は多岐にわたる。税役の收取物や賦課方式、徴収組織、徴収方法、輸送や保管、そして免役特権など。こうした問題に関して、宋代史にあつては前世紀以来国内外で多くの研究が蓄積されてきた。例えば代表的なものとしては、曾我部静雄『宋代財政史』（生活社、一九四一年）、周藤吉之『宋代經濟史研究』（東京大学出版会、一九六二年）、同氏『唐宋社会經濟史研究』（同上、一九六五年）、漆俠『宋代經濟史（上冊）』（上海人民出版社、一九八七年）、汪聖鐸『兩宋財政史 上・下』（中華書局、一九九五年）などが挙げられよう。そして何よりも和田清編『宋史食貨志訳注（一）』（東洋文庫、一九六〇年）以来、現在に至るも中島敏氏を中心に継続・公刊されている『宋史』食貨

志の訳注作業（中島敏編『宋史食貨志訳注（二）・（三）・（四）』東洋文庫、一九九九年～二〇〇二年）が、この問題の重要性と人々の関心の深さを物語っているし、最近では、黄繁光「南宋中晚期的役法実況——以《名公書判清明集》考察中心——」（『宋史研究論文集』河北大学出版社、二〇〇二年）が、本書卷三を用いた研究を発表している。こうした先学の努力によって宋代の税役制度の根幹はほぼ解明されている。それゆえ制度自体に関する限り、本書に収録される書判によって得られる新たな知見はほぼないと言ってよい。ただ本書には特定の地域における税役制度の個別具体的な運用実態が描き出されている。例えば、差役への充当を巡って人々がどう行動したか、官戸の子孫ないしそれを主張する者たちが免役特権をどのようにして維持しようとしたか、官司はそれらにどう対処したかといった問題が具体的に描写されている。こうした記述は、制度史料によって得られた知見に対して、あるいは制度史料には描かれない諸事情について、われわれの想像力を刺激し、宋代社会に対するわれわれの認識を豊かにするに違いない。

次に、ここでは是非付言しておきたいことがある。おそらく読者は本訳注の「校勘」の項において、あまりに多く字句の改訂が行われている、時には安易にすぎる、と感じるのではないかと思う。なぜこうした改訂が必要となるのかにつき私の考えを記しておきたい。

明版の張四維の序文にあるように、本書明版は『永樂大典』から筆録されたものである。全二十数万字を筆録したのは張に命じられた「吏」（胥吏）であった。人数は知れないが、一人ならば筆録にはおそらく数ヶ月から半年ほどを要したと推測される。来る日も来る日も筆録に従事した胥吏の心情と苦勞を想像してほしい。彼はもとより私のような宋代史の研究者ではないし、宋代史料に格別の関心も持ってはいなかったであろう。何の興味もない文章をただ筆録する作業は単調で苦痛であったに相違ない。次第に緊張感は薄れ、注意力は散漫になり、文字は速記するために草

書か草書に近い乱雑なものとなったであろう。こうした事情が、明版に誤字や脱字、書き損ねを多く生じさせた理由だと私は推測する。版刻に当たった刻工に問題がなかったと断言する根拠は持たないが、常識的には原稿自体の問題を重視すべきであろう。それゆえ私は訳注を行うに際し、なるべく原文を生かすべきだとは思いつつも、合理的に文脈を理解するためにやや大胆に改訂を行う必要を感じたのである。この点読者の意見や助言を待ちたい。

凡 例

一、訳注の底本には、中国社会科学学院歴史研究所宋遼金元史研究室が点校を施した中華書局本（一九八七年）を用い、中華書局本に附された校勘の注記もそのまま掲載しておく。校勘の注記に「上図校勘本」と記すのは、上海圖書館所蔵の明刊本（『四庫全書存目叢書』及び『統修四庫全書』に景印収載）に誰かの手によつて朱墨で書き加えられた校勘の記述を指している。

二、断句すなわち句読点等の施し方はわが国の通例に従い、中華書局本の断句は一部私の考えで改めたところがある。その内やや大きな疑義・変更は訳文の後の「校勘」の項に注記した。なお、本稿において「原文」と言うのは本稿に掲げた史料の原文という意味である。原文史料には繁体字を用い、訳文・訳注にはわが国の常用漢字を用いた。

三、各書判には便宜的に通し番号を振っておく。

四、訴状や契約書あるいは供述などの引用部分はすべて直接話法にして括弧（「」）で示した。

五、*印はすでに前の部分で解説済みであることを表す。

六、注釈に本来附すべき参考文献は多く省略した。本訳注は公表時期が逆転しているが、本来、今年末に出版予定の戸婚門の訳注の続編に相当し、重複するからである。戸婚門の訳注を併せ参照されたい。

本巻に頻出する南宋期の文官の官階一覧表を掲載しておく。

	官 品	寄禄官名
朝 官	従 1 品	開府儀同三司
	〃	特進
	正 2 品	金紫光禄大夫
	従 2 品	銀青光禄大夫
	〃	光禄大夫
	正 3 品	宣奉大夫
	〃	正奉大夫
	従 3 品	正議大夫
	〃	通奉大夫
	正 4 品	通議大夫
	従 4 品	太中大夫
	正 5 品	中大夫
	従 5 品	中奉大夫
	〃	中散大夫
	正 6 品	朝議大夫
	〃	奉直大夫
	従 6 品	朝請大夫
	〃	朝散大夫
京 官	正 7 品	朝請郎
	〃	朝散郎
	〃	朝奉郎
	従 7 品	承議郎
選 人	正 8 品	奉議郎
	〃	通直郎
	従 8 品	宣教郎
	〃	宣議郎
	正 9 品	承事郎
	〃	承奉郎
未出官	従 9 品	承務郎
	〃	承直郎
	〃	儒林郎
	〃	文林郎
	〃	從事郎
	〃	從政郎
	〃	修職郎
	〃	迪功郎
	従 9 品	通仕郎
		登仕郎
		將仕郎

名公書判清明集 卷三 賦役門

財賦

(1) 財賦造簿之法

真西山

以上數條皆可採用、而歛縣造簿之法尤為切要。蓋簿書乃財賦之根柢、財賦之出於簿書、猶禾稼之出於田畝也。故縣令於簿書、當如舉子之治本經。近世不然、雖秋夏之簿未嘗不置、然為宰者罕會親閱、則所用以催科者、鄉司之草簿而已。彼其平時飛走產錢、出入賣弄、無所不至。若據其草簿以催科、則指未納為已納、已納為未納、皆惟其意所欲。官賦之陷失、人戶之被擾、皆由於此。若用歛縣之法、則各都之納有欠無欠、一目瞭然。故嘗謂催科之權在己而不在吏、則不擾而辦、在吏而不在己、則擾而不辦、蓋謂此也。今屬縣財賦之不辦、大抵由其不能用歛縣之法、故予於此尤惓惓焉。

財賦

「課稅台帳作成法」

真西山^①

以上の数条（の提案）はすべて採用すべきであるが、歛縣の帳簿作成法は最も緊要である。それと言うのも、課税台帳は税財政の根幹であり、税金が課税台帳から生ずることは、あたかも穀物が田土から生ずるようなものだからである。それゆえ県令は、科挙受験生が経書を修得するのと同じように課税台帳を重視せねばならないのである。

最近はしかしそうではない。夏税と秋糧の課税台帳^③がこれまでなかったわけではないが、しかし県令たる者は自ら目を通したことがなく、徴収に用いられる台帳とは言えば郷司^⑤が作った草簿^{てもち}ということになる。彼の郷司は不断から財産評価額^⑥を移し替え、不法に操作し、やりたい放題である。もし草簿によつて徴収すれば、未納のものは既納となり、既納は未納とされて、全く彼の意のままとなる。官税の失陥、戸の被害はみなこれに由来する。もし歙県の方法を用いれば、各都^⑦の納税に欠損があるかないかは一目瞭然となる。ゆえに私が常々「徴税の権限が長官にあつて胥吏になれば、スムーズに徴収ができ、権限が胥吏にあつて長官になれば、問題が生じて徴収できない」と言つてきたのは、この事にほかならない。いま管下の県で税金を満額徴収できないのは、大抵歙県の方法を採用できないからで、それゆえ私はこの点に関して最も心を砕いているのである。

【注釈】

①真德秀、字は希元、後に景希、西山は号、福建路建寧府浦城県の人で、慶元五年（一一九四）の進士。知泉州、潭州、福州を経て、嘉定十五年（一二二二）に湖南安撫使、紹定五年（一二三二）に再度知泉州、瑞平二年（一二三五）に卒す。『宋史』卷四三七に伝がある。この書判がいつのものかは不明。

②原文「歙県」は、当時の江南東路徽州の附郭の県である歙県、現在の安徽省黄山市歙県である。

③原文「秋夏之簿」とは、「税租等第産業簿」か「夏秋税租簿」（また「夏秋税管額帳」）を言う。『慶元条法事類』卷四八、賦役門二、税租帳にそれらの書式が見える。なお当時の租税は夏と秋に二度徴収されていた。

④原文「牢會」は、未詳。おそらく文脈からすれば訳文のようなことが書かれていたがいなく、「不曾」という文字を書き損じたのではないかと疑われる。

⑤原文「郷司」とは、郷書手のことで、一郷の行政や租税徴収に関わる書類作成や事務手続きを行う役目の者。当初は差役（＝職役）であつたがこの時期には專業化していた。

⑥原文「産錢」とは、家業錢すなわち課税対象となる家産の錢立評価額を言う。なお時に税錢すなわち夏税産錢を指すことがあるが、ここはいずれか不明。

⑦原文「都」とは、戸数編成の農村行政組織で、南宋では二百五十戸で一都ないし一都保とし、そこに保正と副保正を置いた。その下に一大保^⑧二十五戸の責任者たる大保長、一保^⑨五戸の代表である保長が各々置かれた。主に治安を担当したが、後に徴税業務も担った。

税賦

(2) 戒攬戸不得過取

胡石壁

當職軫念郡民困於賦歛之重、故於去歲秋苗、特與減斛面米、罷市利錢、蓋將以惠服田力穡之農也。又慮攬戸欺罔愚民、仍前多取、復與立定規約、令除輸官之外、所贏不得過三分。既見之鏤榜曉示、又勒各人責其決配罪狀、付案為照、三令五申、亦云至矣。意謂幽遠小民、必已俱被其澤。茲因張燈之夕、村夫野老雜沓戶庭、當職微服詭辭、問所疾苦、言及稅事、莫不蹙然以悲、多者一斛納及千六以上、少者亦不在千二以下。參考衆論、如出一口。若是則攬戸之取盈、不啻加陪於官府矣、何無忌憚之甚。誅之不可勝誅、不誅則無以示戒、合擇其太甚者、懲治一二、以警其餘。魏六乙・周七乙各決脊杖十五、刺配本州、枷項市曹、示衆十日。餘人責戒勵一次、仍備榜。

税賦

①「攬戸に取りすぎてはならぬと戒める」

胡石壁^②

私は州内の民が税の重さに苦しむのを思いやり、昨年の秋の徴税時には特別に斛面米を減額し、市利錢を止めさせた。

それは耕作に勤しむ農民に恩恵を与えたかったからである。また攬戸が愚かな民を虐め騙し、これまで通りに多く徴収するのではと思い、そこで規約を作り、官に論納する額以外の各種の手数料は（税額の）三割を超えてはならないとした。この事は立て札に書いて周知しただけでなく、攬戸に「違反すれば配軍刑にされてもよい」との誓約書を提出させ、それを書類綴りに入れて証拠とし、何度も念押しをしたが、周到であつたと言うべきであろう。それは官府から遠く離れて暮らす小民も、この恩恵に与れるようにと思つたからである。

そこで、張燈節^⑤の晩に村人たちが家々の庭にあふれかえっている時に、私は粗末な服を着て身分を偽つた物言いで何に苦しんでいるかを問うてみたところ、税のことに言い及ぶや、顔をしかめて悲しまない者はなく、多くは一斗につき一貫六百文以上、少なくとも一貫二百文以下の者はいなかつた。^⑥他の人々も言うことは全く同じであつた。こうであれば攬戸が利得を得ることは官府の二倍以上で、なんと忌憚のないことであるか。これを誅しても誅し切れないが、誅しなければ戒めを示すことはできないので、最も悪い者を選んで一人二人を懲罰し、それで他の者たちに警告を与えることにする。

魏六乙と周七乙とは脊杖十五を執行し、入れ墨して本州の廂軍に配属することとし、^⑦（その前に）首枷を付けて目抜き通りに十日間晒し者とする。他の者たちは「もう致しません」との誓約書を出させ、なおこの措置を掲示する。

【注釈】

①原文「攬戸」とは、徴税請負人を言う。

②胡穎、字は叔獻、石壁は号、荊湖南路潭州湘潭県の人で、紹定五年（一二三二）の進士。知平江府兼浙西提点刑獄使、湖南提点刑獄使兼提挙常平使、広東経略安撫使等を歴任し、咸淳年間（一二六五～七四）に没す。『宋史』巻四一六に伝がある。本書中の書判

は湖南提点刑獄使の時のものが多い

③原文「斛面米」とは、租税納入の際に穀物を斛で量り、高く盛り上げて取る分を言う。一種の付加税。

④原文「市利錢」とは、市例錢とも言い、商税や和買などの徴収の際に百文ごとに十文を徴収する一種の付加税。

⑤原文「張燈節」とは、正月十五日の晩に提灯を飾って楽しむ祭りを言う。元宵節、觀燈とも言う。

⑥後に「攬戸之取盈、不啻加陪於官府矣」とあるように、攬戸の手数料が高額に及んでいたことは、周藤吉之『宋代史研究』（東洋文庫、一九六九年）第五章「南宋の耗米と倉吏・攬戸との關係（補）南宋斛斗マス考」を参照。

⑦原文「脊杖十五」とは、律（『宋刑統』）に規定する徒二年を折杖法で読み替えて執行される刑罰。原文「刺配本州」とは、本州所在の地方軍である廂軍に刺（『入れ墨』）して配属することを言う。折杖法及び宋代の刑罰につき詳しくは、滋賀秀三『中国法制史論集——法典と刑罰——』（創文社、二〇〇三年）第三章「刑罰の歴史」を参照。

催科

（3）重覆抑勒

蔡久軒

催科固不可緩、然重覆抑勒至再三、民力其何以堪之邪。據程上舍所訴、始焉輸納、已有李壽親領狀、繼而重覆、不免鬻田重納。李壽等不容到庫交錢、只還領狀、今又將其僕朱七二枷杖。剝牀及膚、剝膚及骨、可念甚矣。巨浸方退、生理如線、官吏更忍魚肉一邑之生靈乎。帖縣、且追李壽一名、併朱七二資領批、赴司比對、限五日。

徵稅

「繰り返し強制納入させる」

蔡久軒^①

税の徴収はもとよりしつかりやらねばならないが、しかし重複して強制徴収すること再三に及べば、民はどのような

にしてそれに堪えることができようか。

程上舎^②の訴えでは、「最初に税を納めた時には李寿が自ら受け取ったという受領書がすでにあったのに、次いで二度目の徴収があり、田を売って再度納入するほかありませんでした。李寿らは（当方が）県の倉庫に行つて銭を手渡すことを許さず、ただ（先の）領収書を取り戻そうとし、その上私の奴僕^{めしや}の朱七二に枷^{かぎ}をし杖^{ぢやう}で叩きました」と言う。牀を剥いで膚に及び^④、膚を剥いで骨に及ぶとは何ともひどい仕打ちである。洪水がようやく引いたばかりで、民の生活は極めて苦しく、官吏はこれ以上一県の民がむざむざ痛めつけられるのを見るに忍びない。

県に帖文^⑤を下し、李寿一名を召喚し、朱七二に領収書を持ってこさせ、担当部局へ行かせて対照せよ。期限は五日以内。

【注釈】

①蔡杭、字は仲節、久軒は号、福建路建陽県の人で、紹定二年（一二二九）の進士。本書中の多くは江南東路提点刑獄使の時の判と思われる。『宋史』卷四二〇に伝がある。

②原文「上舎」とは、上舎生のこと。三舍法の下で太学生を成績順に外舎、内舎、上舎に分け、上舎で優秀なものには直接官職を授けるという制度下の呼称。

③李寿等は重複徴収した分を着服するため、県の倉庫での受け渡しを拒んだのであろう。

④これは『易経』剝に見える言葉。「剥ぎ取ることが進んでベッドの上の人の皮膚にまで及ぶ」こと、すなわち災いが身近に及ぶこと。

⑤原文「帖」とは、帖文のことで、統攝関係にある官庁間での上級から下級への下降文書、あるいはそうした文書を送ることを言う。

(4) 巡檢催税、無此法

蔡久軒

自信州來者、皆言巡檢在彼催税、何待張天驥狀、然後知之。巡檢催税固不可、吏貼就寨催税、有此法乎。姦吏與悍卒並同、其流毒四出也。固宜且照所申、緩追、候本司探問得實、專人追之以來、併帖示巡檢。

「巡檢^①が税を徴取するという法はない」

蔡久軒

信州^②から来た者はみな「巡檢が信州では税の徴取をしています」と言っており、張天驥の訴状を見る前からわかつていたことだ。巡檢が税の徴取することはもとより許されないが、吏貼^③が巡檢の寨で税徴取するなどという法があるものか。悪賢い胥吏と荒々しい兵卒とが一緒になり、その害毒があちこちに流れ出ている。

もとより（信州が）上申してきたように措置すべきだが、（巡檢等はしばし）召喚猶予とし、本司が調査し事実確認した後に、專人^④を派遣して（巡檢等を提刑司に）召喚連行させるのを待て。併せて巡檢に帖文^xで告示する。

【校勘】

原文二行目、中華書局本は「固宜且照所申緩追」とするが、これでは申文に「緩追」するよう要請されていた意味となってしまうので、原文のように改めた。

【注釈】

- ① 原文「巡檢」とは、数州規模から県、鎮、寨などの行政区画に置かれた治安責任者で、主に土兵を率いた。
- ② 原文「信州」は、当時の江南東路鄱陽湖の東南に位置する州、現在の江西省上饒市、鷹潭市の辺り。
- ③ 原文「吏貼」とは、胥吏の貼司かあるいは胥吏一般を指す呼称。貼司は文書を担当する胥吏の職名である。
- ④ 原文「專人」とは、上級から下級へ臨時に特定の任務を帯びて派遣される者、あるいはそうした者を派遣することを言う。

(5) 州縣不當勒納預借稅色

劉後村

當職入信州界、鋪寨兵則論縣道欠其衣糧(二)、都保役人又論縣道勒納預借、謂如五年田方夏秋米已交足(三)、又借及六年之米(三)。剝下如此、所不忍聞。知縣或奮由科第、或出於名門、豈其畧無學道愛人之心哉。諒亦迫於州郡期會・軍兵糧食之故。訪問、預借始於近年、同此郡縣、昔何為而有餘、今何為而不足。任牧養撫字之責者、盍於源頭上討論一番(四)、自州寬縣、自縣寬民、庶幾一郡百姓、漸有甦息之望。今賢而明者、但有顰蹙歎息、謬而闇者、又縱姦吏舞弊其間。如預借稅色、既不開具戶眼、止據吏貼數秤數目、抑勒都保、必欲如數催到、錢物或歸官庫、或歸吏手、亦何所稽考(五)。為百姓與都保者、不亦苦哉。今雖未能盡革、亦須以漸講求。牒州帖縣、各以牧養撫字為念、共議所以寬一分者。所論縣吏取乞、且帖各縣、於被論人內擇其尤甚、謂如乾沒百姓都保錢會、不以輸官者、斷刺一二、以謝百姓、其賊多者解赴本州施行。仍榜縣市(六)。

(一) 論縣道欠其衣糧「道」、據《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》補。

(二) 方夏秋米已交足《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》作「方下秧米已借足」。

(三) 又借六年之米「及」、據《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》補。

(四) 於源頭上討論一番「上」、據《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》補。

(五) 亦何所稽考「亦」、《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》作「不知」。

(六) 仍榜縣市「市」之下、《後村先生大全集》卷一九二《弋陽縣民戶訴本縣預借事》「有并榜鉛山」四字。

「州県は次年度以降の税の前納を強要すべきではない」

劉後村^①

私が信州の境域に入ると、鋪寨の兵が「県政府は私共の衣糧を未払いにしています」と言ったが、都保^{*}の徭役に充

たっている者も「県政府は来年度以降の税を強制徴収しています」と言い、それは「(淳祐^③)五年の税として夏秋の米を払い終わつたのに、六年の米を前納させる」ということで、こうした搾取は聞くに忍びないことである。知県は、あるいは科挙に合格し、あるいは(恩蔭による)名門の出であるから、道を学び人を愛する心がないはずがない。実際は州政府の徴収催促や軍兵の糧食支給に迫られてのことであろう。

聞くところでは、前納は近年始まつたことで、同じ州・県ではありながら昔はどうして財政に余裕があり、いまはどうして不足しているのであろう。民を養ひ慈しむ責任を負っている官吏は、なぜに一度その原因を討論し、州から県へ、県から民へと徴収を緩めてやらないのか。そうすれば一州の民衆は息を蘇らせるといふ希望が出るといふものだろう。ところが現在賢明なる官僚も顔をしかめて溜息をつくだけ、正しい政治をわきまえず愚かな官僚は、邪な胥吏がそこにつけいつて悪事を為すに任せている。例えば(官僚は)税を前納させる時に、納税者の名前を帳簿に書き付けることなく、吏貼^{*}が税の数目を割り振り、都保に強いて必ず数目通りに取り立てるに任せ、(その結果)錢物が官庫に帰属しようが胥吏の懐にゆこうが、全く調査確認しようとしない。これでは民衆と都保(の徭役担当者)は苦しまずにおれようか。いまずべてを改めることができないにせよ、一歩ずつ改善策を講じなければならぬ。州に牒文^⑤を送り、県に帖文^{*}を下し、各々民を養ひ慈しむということを心にかけて、少しでも免除してやる方法を一緒に議論させよう。

問題となっている県の胥吏の誅求については、しばし各県に帖文を下し、訴えられている者の中から最も非道い者を選び出し、例えば民衆や都保(の徭役担当者)の金錢を没収しながら官に納めなかつた者は、一人二人を入れ墨の刑に処して民衆に謝罪し、賊^⑥が多い者は本州に身柄を送らせて処分することにした。なおこの措置を県の目抜き通

りに立て札せよ。

【注釈】

①劉克莊（一一八七～一二六九）、字は潛夫、後村は号。福建路興化軍莆田県の人で、恩蔭で出仕し後に同進士出身を与えられる。『後村先生大全集』に江東提点刑獄使の時の書判二巻が収録されており、多くは本書と重複する。

②これが前条に見た巡検配下の兵士である。なお『後村先生大全集』巻一九五「後村劉公行狀」には「杜（範）与范（鐘）同相、起江東提刑」とあり、劉克莊は淳祐四年頃に江東提刑だったと考えられる。

③劉克莊は淳祐四年（一二四四）から六年まで江東提刑の任にあつたので、ここは淳祐年間に相違ない。

④原文「期会」とは、ここでは（期限を定めた財物の）徴発の意。宮崎市定『宮崎市定全集』第三巻（岩波書店、一九九一年）「古代中国賦税制度」四章の注（15）（九三頁）を参照。

⑤原文「牒」とは、牒文のことで、統攝關係にない官庁間で用いられた平行文書、あるいはそうした文書を送ることを言う

⑥原文「贓」とは、「財物の奪取または授受が犯罪を構成するときに、奪取または授受の対象となつた財物を指称する言葉である」（『律令研究会編・滋賀秀三訳注『訳注日本律例 五 唐律疏議訳注篇一』東京堂出版、一九七九年、一八七頁）。なお詳しくは、前掲書該頁以下を参照。

（6）州縣催科不許專人

劉後村

通天下使都保耆長催科、豈有須用吏卒下鄉之理。若有耆保不服差使、州縣自合追斷枷項、傳都號令、孰敢不畏。今州縣皆曰、官物不辦、因不差專人之故。去年蔡提刑任内亦禁專人、亦自不妨州縣催科。無政事則財用不足、恐有之矣。未聞無專人而財用不足也。苗絹失陷、緣人戶規避和糴、飛走產錢之故、今不覈版籍、併產稅、整理失陷、而歸咎於不專人、豈不與近日朝廷詔旨（二）・臺諫申請背馳乎。當職舊曾試邑作郡、未嘗專人、亦未嘗闕事、近日雖連被版曹督責、

終不肯專人至饒州及徽州・南康。縱使州縣力能撼搖、當職不過歸奉宮觀。當職平生無意仕宦、決不以浮議輒差專人。案牒帖報州縣、仍牒諸司。

(一) 近日朝廷詔旨《後村先生大全集》卷一九二《饒州申備鄱陽縣申催科事》無「廷詔」兩字。

「州県の徵税に專人は許さない」

劉後村

天下を通じて都保・耆長^①に徵税をさせており、どうして吏卒^{しより}を郷に下す理屈などあろうか。もしも耆長や都保が指示に従わないと言うのであれば、州県は呼び出して処罰・首枷をし、地元に送って晒し者にすべきであつて、そうすれば誰があえて指示に逆らおうか。

いま州県はみな「官物がきちんと徵収できないのは專人を派遣しないからです」と言う。去年蔡提刑^③の任期内にもまた專人を禁止したが、それでも州県の徵税に妨げはなかった。政治をきちんとやらなければ財賦が不足することとはあるだろう。しかし專人が行われないので財源が不足するということは聞いたことがない。穀物や絹に未納分が生じるのは、民衆が和糴^④を逃れ避け、産錢^{*}を移し替えるからであつて、現在戸籍台帳を調べ、産税を併合し、未納分を整理せずに、原因を專人に帰すことは、近日の朝廷の詔や御史台の申請に背馳しないであらうか。

私はかつて知県・知州を経験したが、專人を派遣したことはなく、またこれまで徵税不足を出したこともない。近日戸部の督促を何度も受けたが、結局專人を饒州・徽州・南康^⑤に派遣することはしなかった。たとえ州県の官が中央政府を動かし（て私を弾劾でき）たにせよ、私は郷里に帰って宮觀職^⑥につくだけである。私は平生から仕官に重きを置いておらず、決していい加減な議論によってみだりに專人を派遣することなどない。担当掛は州県に牒文・帖文で

連絡し、なお（路の）諸部局にも牒文を出せ。

【注釈】

①原文「耆長」とは、北宋代に郷村の戸等が第一・二等戸の者を充てた郷役で、北宋中期の保甲法以降はやがて大保長や都保正副に取って代われ（それゆえ「耆保」とも言う）、残った地域でも雇傭されるようになった。いずれも当初は治安維持を主要な任務としたが、やがて郷村の行政をも担うように変化した。

②原文「伝都」は、未詳。とりあえず訳文のようにしておく。

③原文「蔡提刑」とは、（3）条の①に見た蔡杭であろう。

④原文「和糴」とは、本来政府による糧草の買い上げを言ったが、南宋には強制的な割当となり一種の租税と化した。

⑤原文「饒州・徽州・南康（軍）」は、いずれも劉克莊が提刑使であった江南東路に属す州・軍名。

⑥原文「宮觀」とは、祠祿官名で、某々宮使、某々觀使の総称である。多くは単に俸祿を与えられるだけで、実際の職務を伴わない官名であった。

（7）頑戸抵負稅賦

胡石壁

趙桂等抵負國稅、數年不納。今追到官、本合便行勘斷、懲一戒百。當職又念爾等既為上戸、平日在家、為奴僕之所敬畏、鄉曲之所仰望、若一旦遭撻、市曹械繫、則自今已後、奴僕皆得侮慢之、鄉曲皆得欺虐之、終身擡頭不起矣。當職於百姓身上、每事務從寬厚、不欲因此事遽生忿嫉之心、各人且免勘斷。但保正戸長前後為催爾等稅錢不到、不知是受了幾多荊杖、陪了幾多錢財。若爾等今日只恁清脫而去、畧不傷及毫毛、則非惟姦民得計、國賦益虧、而保正戸長亦不得吐氣矣。案具各鄉欠戸姓名、錮身趙桂等以次人、承引下鄉、逐戸催追、立為三限、每限十日。其各人正身並寄收廂房、候催足日、方與收納。本戸稅如違不到、照戸長例訊決。一則可以少紓戸長之勞、一則可以薄為頑戸之戒。

「頑迷な戸が税の支払いを拒否する」

胡石壁

趙桂等が国税の支払いを拒否して数年未納となっている。いま官に召喚したが、本来なら当然懲罰を加え、一罰百戒とすべきである。私はしかし「お前たちは裕福な戸で、平日家にあつては奴僕が畏敬し、地元民が仰ぎ見る存在であるから、もしも一旦鞭打ちの刑を受け、目抜き通りに枷を付けて晒し者となれば、それ以降奴僕はみな侮辱して輕視し、地元民もまた侮蔑して虐めることとなり、一生立ち直れまい」と思った。私は民衆のことに關しては、事ごとに務めて寛大で手厚くと心がけており、こうしたことでにわかに恨み憎む気持ちを生じさせたくはない。各人はしばし処罰を免ずることにしたい。

ただ保正^{*}や戸長^①はこれまでお前たちの税錢を徴収できないことからどれだけ鞭打ちの罰を受け、どれだけの錢財を賠償させられたか知れない。お前等が何の罪もなく釈放され、何のお咎めもなかったとあつては、狡猾い者が思いを遂げ、国税に益々欠損を来すだけでなく、保正や戸長もまた鬱憤を晴らすことができないであろう。

担当掛は各郷の未納の者の姓名を書き出し、趙桂等以下の人々に首枷をし、文引^②を持って郷に下り戸ごとに徴収し、三つの期限を設け、一期限は十日とせよ。(趙桂等)各人の身柄は全員廂房^④に預け、徴収し終わつた日に(家族に)引き取らせる。本戸の税がもし期限内に納められなければ、戸長^⑤の例に照らして鞭打ちの罰を与えよ。そうすれば一つにはわずかながら戸長の苦勞をねぎらうことになり、一つにはいささか頑迷な戸の戒めとなるう。

【校勘】

原文六行目、中華書局本は「候催足日、方與收納本戸税。如違不到」とするが、文意から原文のように改めた。

【注釈】

①原文「戸長」とは、宋初以来徴税や戸籍作成のために充てられた鄉村の職役であつたが、やがて保甲法施行後は保長などが取つて代わつた。ここで言う戸長が保長などの雅名か残存した戸長職かは不明。

②原文「錮身」とは、枷をかけて身柄を拘束することを言う。元・徐元瑞『吏学指南』獄名「錮身」に、「重繫也。始於周、宋以盤枷代之也」と見える。

③原文「引」とは、文引のことで、官から胥吏や民衆に出される指示書・命令書を言う。

④原文「廂房」とは、大きな都市を廂という区画に分けて治安や防火を担当する廂官を置いたが、その詰め所を言う。廂房は時に官に召喚された者や容疑者の留置所としても用いられていた。

(8) 不許差兵卒下郷、及禁獄羅織

葉提刑筆

縣尉所有獄具畧備、問何所用之、則本州委之驅催官物、專用以羅織欠戸者也。國家憲用保長催稅苗、其出違省限、亦自有此比較之法。未聞使巡・尉差兵卒、下郷追捕、而佐官輒置枷杖繩索等、以威劫之也。據縣民黃澄等數狀、且有未嘗充攬戸、而妄指作攬戸、追納官物之詞、此尤無狀。今時民力亦已困矣、催科雖是州縣急務、其忍復於法外肆其虐邪。在法、非州縣而輒置獄、若縣令容縱捕盜官置者、各杖一百、縣尉且罰俸兩月。催承吏來、牒諸州、今後管照條比較、若出違省限、只令委官一員驅催、不許輒委巡・尉用兵卒下郷、及禁獄羅織。為國家愛養根本、誠非小補。

「兵卒を郷に派遣すること、及び獄に捕らえて罪を着せることを許さない」

葉提刑筆^①

県尉の所にはあらゆる獄具（＝尋問・拷問用の道具）が揃つていて、「何に使うのか」と問うと、州が彼に委託して

税を徴収する際に、専ら未納者に罪を着せるためのものであった。国家の法では保長^{*}を用いて税を徴収するのであり、納入期限に違えばまた自ずとこの比較の法がある。巡検^{*}・県尉が兵卒を派遣し、郷に下して逮捕し、県の佐官（＝県尉）がかつてに枷^{かせ}・杖^{わち}・縄^{なわ}・索^{てかせ}などを置き、威嚇し痛めつけるなど、これまで聞いたことがない。

県の民戸である黄澄等の数通の訴状によれば、「攪戸^{*}になったことなどないのに攪戸だとされて、税を納入させられました」とあるが、これは最も非道いやり方である。現在民衆は経済的に困窮しており、徴税は州県の急務ではあるが、これ以上法外に民衆を痛めつけるのは忍びないではないか。法律では、「州県政府以外で勝手に獄^③を置き、もしくは県令が捕盗の官たる県尉が獄を置くのを容認すれば、各々杖一百とし、県尉はかつ罰俸^④二ヶ月とする」とある。

担当の胥吏をこちらに赴かせ、諸州に牒文^{*}を出し、今後は法律通りに比較の法を適用し、もし期限に違えばただ一人の官僚に委任して督促を行い、巡検・県尉が兵卒を郷に下すこと、及び獄に閉じこめて罪を着せることを許さない。そうすれば国家が農民を愛養するという点において、まことに大きな効果があろう。

【校勘】

- ① 原文四行目、「若県令容縦捕盗官置者」は、「獄」字の脱落で、本来「若県令容縦捕盗官置獄者」であろう。
- ② 原文四行目、「今後管照条比較」の「管」字は落ち着きが悪く、衍字ないしは誤字ではないか。

【注釈】

- ① 葉提刑とは、慶元二年の進士で江西提刑使となった葉莫であろう。
- ② 原文「比較之法」とは、役に充てられた者が期限内に任務を完遂できなかったときに懲罰として杖刑を受ける法を言い、また「限棒」とも言う。
- ③ 原文「獄」とは、留置所を言う。刑務所ではない。

④『慶元条法事類』卷七六、當贖門、斷獄格によれば、從八品から從九品の県尉の場合、一ヶ月の罰俸は一貫三百文から一貫五十文であつた。

(9) 已減放租、不應抄估吏人貲產、以償其數

葉提刑筆

贛州嘉定十四年旱歉、比諸州最甚、而減放分數最少。臺臣論列、有旨施行。今有減放未盡去處、優加寬恤。漕倉兩司節節行下、而本州竟不肯實減本年苗數、僅以十二・十三年十縣殘苗塞責、已非從實減放矣。其事既申朝廷、徧報諸司、榜示民戶、乃復於守臣將離任之際、再責諸縣舉催、急於星火、此何理也。諸縣催剝如故、惟信豐寧知縣以撫字為心、不敢奉命。本州遂將縣吏李仲等一十四家抄估貲產、以償其數。本州適遇歲惡、視民秦越、畧無救災恤患之意、已失長民之職、其所施行、又自相背戾、上不有朝廷、下不有諸司、率意肆行、使吏民皆受其禍、虐政有甚於此者乎。且吏人犯枉法贓、或侵盜官物、則有估籍之條、未聞不催已蠲之租、而可以抄籍者也。況數家非皆當行吏人、尤為濫及無辜。近制、抄估合申本司審覆、本州亦無一字關白、是國家法度行於天下、而獨不行於贛一郡矣。但當時書擬判行等官各已替去、不欲案劾。承吏劉輝・游文質各脊杖十五、配鄰州、都吏程偁勘杖一百、勒罷。牒縣將所估賣到家業錢、限一日發下原估官、給還買業之人、以原業歸其主。其已估未賣者、並與給還。所有已蠲之租、諸縣並不得再催。申朝廷、牒轉運司、報諸縣並照會、仍榜縣市。

「税を減免したからには、吏人の資産を没収して不足分に充当すべきではない」

葉提刑使の判決

贛州^①は嘉定十四年（一二二一）に旱魃があり、他の州に比べて最も被害が甚大であつたが、しかし税の減免額は最

も少なかった。高官たちが陳情し、皇帝の諭旨を頂いて減税を実施した。現在減免をやりきっていない所では、大いに優遇措置を与えるべきである。転運司と提舉司の二つの官庁が何度も命令を出したが、本州では結局本年分の税額を減額せず、わずかに嘉定十二年・十三年分の十県の未納分の税額を免除することで責めを塞いだけで、実際の減税指示通りには減免を行わなかった。この間の事情はすでに朝廷に申上し、遍く各部局に通達し、民戸に立て札で知らせたのであったが、しかるに今度は知州が離任しようとする時になって、再度諸県に税の徴収を言い渡すこと極めて慌ただしかった。これはどんな道理があつてのことであるか。

諸県の取り立ては元通りに行われたが、ただ信豊県の寧知県だけは民を慈しむことを心とし、あえて命令に従わなかった。すると本州は遂には県の吏人の李仲等十四家の財産を没収し、未納の税額に充当した。本州は不作の年であつたのに、民衆の事情には全く無関心で、ほぼ災害・困難を救おうという気持ちはなかった。すでに民の上に立つという職責を果たさず、行う施策も自ずと適切さを欠き、上は朝廷を無視し、下は各官庁を無視し、思うがままに振舞つて吏人や民衆に被害を及ぼしたのであつて、これほどの虐政はない。その上、吏人が枉法の贓罪を犯した場合、あるいは官物を盗み取った場合には、財産没収という条文があるが、すでに減免された税を徴収しなかったからといって財産を没収してよいなどとは聞いたことがない。ましてや没収に遭つた内の数家は全く徴税とは無関係の吏人で、無辜の者にみだりに害を及ぼすこと甚だしいものがある。

現在の法制では、財産没収の際には提刑司に上申して再審査することになっているが、本州は一字の上申もなく、これは国家の法制が天下に行われても、独り贛州にだけは行われたいということである。ただし当時原案を作成し、命令を書いた官僚たちは各々すでに交替しているので、弾劾を行いたくはない。

担当した胥吏の劉輝と游文質は各々脊杖十五とし、隣州に配軍する。胥吏頭^③の程份は杖一百、罷免とする。県に牒文^{*}を出し売却した家産の金錢を一日を期限として評価を行った官に引き渡し、(錢は)財産を買った者に与え、財産は元の持ち主に返還せよ。値積もりはしたがまだ売っていないものは(元の持ち主に)返却せよ。すべてのすでに減免した租税は、諸県では再度徴収してはならない。この結果を朝廷に上申し、転運司に牒文を出し、諸県に連絡して照会させる。なお県の目抜き通りに立て札を出せ。

【注釈】

①原文「贛州」は、当時の江南西路の南端に属した州で、現在も江西省にその名で存続。十県を管轄し、文中の信豊県は州庁が置かれた贛県から南へ二百里弱に位置した。

②これに対応する条文は、未詳。なお原文「枉法贓」とは、収賄して違法な裁定をすることを言う。

③原文「都吏」とは、胥吏頭を言う。

受納

(10) 革受納弊倖

方秋崖

頗聞諸倉舊多弊倖、於是民受其病、則苛取並緣、官受其病、則濕惡碎雜、徒以左右罔利、而公私俱不便矣。蓋緣受納有官員之弊、有典吏之弊、有探攬之弊(一)、須至約束。

一、官員之弊。受納之官、正當以己律人、所謂事例者、倖門也。此例一開、則無往而非弊矣。垂涎染指、亦能幾何、而此身亦墮諸吏膠漆之中矣。受制於人、方將畏首畏尾之不暇、豈能鈴束吏姦、釐革民病。今所委受納官必能相體、不

待多言。然官員潔身、自是革弊之第一義、至於人從亦不可帶入倉門。蓋添一人、則添一人之弊。除帶兩名輪日當直外、其餘無本州給牌輸入倉門者、杖一百、編管。

一、典吏之弊。倉場受納、最苦於羣衆打攪、革此弊、當先汰去冗雜之人。今再定稅倉專糾一人・糾級一人、並仰都吏保明、如有違犯、併坐都吏。諸處衙番、並不許作名色取乞、使糾級賠賅、作弊取償、仰糾級陳告、亦準前斷。糾級敢縱容撓攪、交量濕惡、賣弄糾糾、虧官虐民、究見得實、定行決配。

一、撓攪之弊。一應人戶自行輸送、而不付之撓攪之手、在官在民、實為兩便。纔付撓攪、則民間為其賣弄取多餘、官司為其把持、入納濕惡。在法、官員實應納官之物、准盜論。何況宗室・上舍・學職子弟等、兜攪官物、豪霸倉使、官司虛受多量之名、民間實受多取之害、委為不便。前項人當職並有姓名、未欲榜示。儻能悛改、何幸相安、如蹈前非、必貽後悔。

〔一〕撓攪之弊「撓」、疑作「搭」。

受納

「受納の悪弊を改める」

方秋崖^①

官倉での税の受納に際して悪弊が多いとは、何度も聞き及んでいるところである。そこでは、民はその害を被って過剰な取り立てが次々生じ、官はその害を被って湿って質が悪く砕けて夾雑物のある穀物を受け取り、徒に双方利益がなく、公私ともに不都合となる。およそ受納の官員の弊害、典吏の弊害、撓攪^③の弊害があることが原因で、きちんと取り締まらねばならない。

一、官員の弊害。受納の官は己を以て他人を律すべきで、所謂「事例^{しゝたう}」というのは金儲けの門である。この門が一度開くと弊害でないものはないことになる。欲望から悪事に手を染めても幾らにもならないのに、身は胥吏の術中に嵌って身動きがとれなくなってしまう。他人に押さえ込まれ終始びくびくしているようでは、どうして胥吏の悪事を取り締まり民衆の困難を改めることができよう。今回委任した受納の官は必ずや私の意を体しているであろうから多言を要しまい。しかし官員が身を潔くしておくことは自ずと弊害を改める第一義であり、従者に関しても連れて倉門に入つてはいけない。というのは一人を連れてゆけば一人の弊害が生ずるからである。二名が一日交替で当直する以外、その他本州が与えた証明書を持たない者がみだりに倉門に入れば、杖一百、編管とする。

一、典吏の弊害。倉庫で受納する際に、群衆が押し合い圧し合いすることが最も問題である。この弊害を改めるには先ず関係のない者を取り除かねばならない。いま改めて、税倉の專^{せん}糾^{きう}一人、糾^{きう}級一人と定め、胥吏頭に命じて人物保証させ、もし違反があれば胥吏頭も一緒に処罰する。諸処の役所の雑役係は決して口実を設けて手数料を徴収することを許さず、糾^{きう}級に立て替え払いさせたり、問題を起こして取り立てすれば、糾^{きう}級に官に告発させ、前のように(杖一百、編管で)処罰する。糾^{きう}級があえて搭攬に勝手なまねをさせたり、湿った質の悪い穀物を受け取ったり、数量を不法に変更し、官の利益を損ない民を虐げれば、事実確認の後、必ず配軍の刑に当てる。

一、搭攬の弊害。すべての人戸が自ら税を輸納し、それを搭攬の手に委ねなければ、官も民も実には便宜である。搭攬に頼むやいなや、民間では不法な手段で多くを取られ、官司は彼らに掣肘されて湿った質の悪い穀物を受け取ることになる。法律では「官員が官に納めるべき物を買えば、盗罪に準じて罪に当てる^⑤」とある。(それにも増して)宗室^{そうしやく}や上舍生^{じやうしやうせい}、学職の子弟等が官物納入を請け負い、倉庫員を力ずくで押さえ込む結果、官司が事実にして多くを徴収

しているという汚名をかぶり、民間が実際に多くを取られるという弊害を来していることは実に不都合である。前項の（宗室などの）人物に関して私は姓名を把握しているが、まだ高札で公開しようとは思わぬ。もし改倭すれば安泰でいられるが、もし前非を踏めば、必ず後悔することになるぞ。

【校勘】

- ① 原文一行目、中華書局本は「於是民受其病則苛取並緣、官受其病則濕惡碎雜」とするが、原文のように改めた。
- ② 原文九行目、中華書局本は「糾級敢縱容撿攬交量濕惡、売弄糾糾」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

- ① 方岳（一一九九～一二六二）、字は巨山、秋崖は号。江南東路徽州歙県の人で、紹定五年（一二三二）の進士。知南康軍、知邵武軍、知袁州等を歴任。『秋崖小稿』がいまに伝わり、『宋史翼』巻一七に伝がある。
- ② 原文「典吏」とは、胥吏の職名で事務職を言う。
- ③ 原文「撿（搭）攬」とは、租税の徴収請負、ないしその人を言う。
- ④ 原文「專糾」とは、後出の「糾級」とともに州県に置かれた人吏。農民が租税を納入する際にその徴収実務に当たる役で、枌を掌った。
- ⑤ これに対応する条文は、未詳。

（11）義米不容蠲除、合令照例送納

胡石壁

義米之蠲、其來已久。揆之於法、雖非所宜、然推原其由、亦是因郡計窘縮之故、不得已而為之、非皆作法於貪也。區迪功之訴於上臺、其詞固不可謂之不直、但本府兩縣、凡有田之家、無多無少、皆是如此輸納。官司逐年靠定此米、

以充經常之用、一日去此、則官吏欠四・五月之俸、士卒欠四・五月之糧、不復可以為州。為太守者、雖廉如夷・齊、循如龔・黃、亦無緣可以去之、非不欲去也。蓋以官吏決不可以數月無俸、士卒決不可以數月無糧也。兩縣之間、非無豪富之家、非無健訟之人、皆俯首帖耳、甘心聽命、無一人有詞者、亦知其勢不得行耳〔二〕。兩縣之人皆無詞、而區迪功乃獨有詞、何哉。本府當來若見得此米當去、則當一切蠲除、不當獨免區迪功之一家。若見得不可去、則當條具利害、申聞上臺、不當泯泯而止免一家、而不免兩縣、則是放飯流歎而問無齒決也。有詞者則得免、無詞者則不得免、則是吐剛茹柔、虐羣獨而畏高明也。當官而行當如是乎。當職假守兩年、未嘗分毫過取百姓、官吏士民皆知之、天地神祇與聞之。乃者受納秋苗、減斛面米、罷市利錢、會無一毫靳惜〔二〕、使此義米可去、則必不待來年然後已矣。以當職拳拳為民之心、如此其切至、尚不能去、則豈是州郡之虐取哉。大桀・小桀、故賢者之所不為、大貉・小貉、亦賢者之所不能也。本府每歲苗額、相近二萬、倉廩之盈虛、固不以一家為輕重、第一家既免、則人人皆將援例、不從則以為詞、從之則無以為繼、合勒令照衆例送納。所有三年內未納之米、今不欲監賠。訪問其家頗好施舍、近見躍龍橋未有屋宇、自欲捐金廩、成此美事。若果能如此、當以此米為助。帖知縣、更行勸諭。

〔一〕亦知其勢不得行耳「得」下疑脫「不」字。

〔二〕會無一毫靳惜「會」、疑作「曾」。

「義米^①は徴收免除を許さず、これまで通りに輸納させる」

胡石壁

義米が（正税に）上乘せされるようになったのは、随分と前からのことである。法律から言えば良いことではないが、しかし由来を尋ねてみると、これは府の財政が窮迫したからであって、やむを得ずして行っているものであり、官

が貪欲なるがゆえにこうしたやり方を採っているのではない。

区迪功^②が上司に訴えたことに關して、その言い様はもとよりこれを出鱈目だと言うことはできないが、ただ本府の両県では、およそ田有る家はその多少に拘わらずみなこのように輸納している。官司は毎年この米に頼つて経常の費用に充てており、一旦これを止めれば、官吏は四、五ヶ月の俸給を欠き、士卒は四、五ヶ月の糧食を欠くことになり、州政府を維持できなくなる。太守たる者、^{ちようかん}廉潔なること伯夷・叔齊のごとく、^③淳良なること龔遂・黄霸のごとくであつてもこれを取り去ることはできないのであつて、止めようと思わないのではない。というのは、官吏は決して数ヶ月俸給なしではやつてゆけないし、士卒は決して数ヶ月糧食なしではやつてゆけないからである。両県の中に豪富の家がないわけではなく、訴訟ゴロがないわけではないが、みな頭を垂れて従順で、甘んじて命に従い、一人として訴え出た者がいないのは、勢いとして行わないわけにはゆかないからなのである。

両県の人がだれも訴えないというのに、区迪功ひとりが訴え出たのは何故であるか。本府がこれまでにこの米は削除すべきであると考えたなら当然すべてを取り除いたはずで、ひとり区迪功の一家だけを免除するはずはない。もしも削除できないと考えたなら利害を具体的に書きつらねて上司に申上するはずで、道理にはずれて一家だけを免除し、両県は免除しないはずはなく、（そうでなければ）自らの欠陥を覆ひ隠して他を責めるようなものとなる。^⑤訴え出た者は免除され、訴えない者は免除されないのでは、強きに従ひ弱きは挫くということになる。^⑥

私は二年間この職にあるが、いまだかつて少しも民から余分に取つたことはなく、官吏士民は皆この事を知っており、天地神仏もこれを聞き及んでいる。近頃秋苗を受納した時に、斛面米を減じ、市利錢^{*}を止めたが、少しも惜しむことはなかったのである。もしこの義米をやめるならば、必ずや来年を待たずにいますぐ止めればよいのである。私

は民のために忠実にかくも切実な心を用いているのではあるが、それでもなお止めることができないのであつて、どうしてこれが府州政府の虐取だと言えようか。

大桀・小桀（のように税を重くすること）は古の賢者がしなかったことであり、大絡・小絡（のように税を軽くすること）もまた賢者ならできなかったことである。^⑦ 本府の毎年の穀物徴収額は二万石に近く、倉庫の備蓄量の増減はもとより一家の支払い分に影響されないが、ただ一家が免じられれば人々は皆先例とみなして免除を求めるであろう。そうした要請に従わなければ訴えは起こるであろうし、従えば府州の政府を維持できない。区迪功に他の者たちの例に照らして（今年の）義米を強制送納させるべきである。

問題の区迪功が三年間未納した米はいまは強制的に輸納させたくない。聞くところでは区の家はとても寄附を好む家で、最近躍龍橋にまだ屋根がかかっていないのを見て自ら金や食料を提供しこの美事を成し遂げたという。もし本家にそうであれば、未納分の米をその支出分の援助^{うめあわせ}としてやろう。知県に帖文^{*}を送り、さらに説得させよ。

【校勘】

原文十二行目、中華書局本は「合勒令照衆例送納所有三年内未納之米、今不欲監賠」とするが、文脈から原文のように改めた。

【注釈】

①原文「義米」とは、義倉米のことで、北宋の熙寧年間以降正税に付随して一斗ごとに五合の米を徴収し飢饉の年に備えた。しかしここに見るように、実際にはその目的は多く達せられず流用されていた。

②原文「迪功」とは、選人の階官名で迪功郎、従九品。

③原文「伯夷・叔斉」は殷代の兄弟で、潔白清廉な人物とされる。『史記』卷六一「伯夷伝」を参照。

④原文「龔遂」とは、前漢の人で有名な循吏。『漢書』卷八九を参照。原文「黃霸」もまた前漢の人で、治民の吏と言え彼が筆頭に

あげられたと言う。『史記』卷九六、『漢書』卷八六「黃霸伝」を参照。

⑤原文「放飯流歎而問無齒決」とは、『孟子』尽心章句上に見える言葉で、自らは「大飯をかつ込んだり吸い物を大口で流し込んだりしながら、他人には乾し肉を齒で食いちぎるような不作法をするなど攻める」ことを言う。

⑥原文「吐剛茹柔」とは、『詩經』大雅、蒸民に「人亦有言、柔則茹之、剛則吐之」と見え、原文「虐於獨而畏高明」とは、『書經』周書、洪範に見える言葉。いずれも訳文のような意味である。

⑦原文「大桀・小桀」「大貉・小貉」とは、『孟子』告子章句下に、「欲輕之於堯舜之道者、大貉小貉也。欲重之於堯舜之道者、大桀小桀也」と見える。立派な政治には経費がかかるので、聖人が決めた十分の一を軽重いずれに動かすことも不可であることを言う。

綱運

(12) 綱運折閱(二)皆稍火等人(二)作弊

胡石壁

州縣裝發綱米、斗斛升合、皆有定數、縱是東量西折、相去亦能幾何。皆緣稍火等人、侵移偷盜、押綱官吏或與通同為姦、或不用心照管、所以折欠過多。且如今此張細・王太運載和糴米、自新化裝發、至潭州交卸、以水程計之、不過千四五百里、溪水泛漲、順流而下、半月可達。何為六月旦日離岸、至七月望日纔到、濡滯若是、意果何為。多為一日之留、則多作一日之弊。當時官吏亦且聽其所為、更不催督、豈皆念不到此哉。路上有花并有酒、一程分作兩程行、蓋亦有所利而然也。遂使虧折之數、已居十分之二。千里之程、半月之內、其弊已如此、若更遠於此、必至於滿船空載月明歸矣。儻或佚罰、則自此人人是則是倣。將吏人既已均賠、船戶各決脊杖十五、配本州。

(一) 綱運折閱「折」、原作「所」、《文獻通考》卷二五、「惟六路上供、猶循用轉般法、吏卒靡費與在路折閱、動以萬數。」今據以改。

(二) 稍火等人「稍」、疑作「梢」。下同。

船団輸送

「船団輸送における穀物減少は、みな船頭等が悪事を働くからである」

胡石壁

州県が長距離船団で税米輸送を行う際には、その数量についてみな決まった数目があり、たとえこちらで計った数量がこちらで減じたにせよ、その差は大したことであるはずがない。（しかし実際は）すべて船頭等が盗み取り、輸送担当の官吏もあるいはぐるになって悪事を行い、あるいは真面目に監督せず、それゆえ減損量が極めて多いのである。

例えばいまここにいる張細・王太は和糴米を運んで新化県^①から出発し潭州^②に到って荷揚げしたが、水上の距離を測れば千四、五百里にすぎず、河川の水は増水しているから流れに乗って下れば半月で到達できる^③。それが何と六月一日に出発し、七月十五日にやっと到達しており、かくも停滞したのはどんな意図があつてのことか。一日多く停留すれば一日分の弊害がある。当時官吏もまたそれを放任し、一向に督促しなかつたのだが、みななぜそうなのかは分かつていたはずである。「路上には花がありまた酒がある。一度の旅程を二倍かけて行く^④」というのは、およそ利得があるからそうしたのであらう。結局損失額は十分の二になっている。千里の旅程、半月のケースでその弊害がすでにこうであれば、もしさらにこれより遠ければ必ず「船全体が空しく月明かりだけを載せて帰ってくる^⑤」ことになるう。もし処罰をしないとあれば、これ以降人々はそれに倣って悪事を繰り返す。吏人にすでに均等に弁償させたので、船頭は各人脊杖十五を執行し、本州に配軍刑とする。

【注釈】

①原文「新化県」は、当時の荊湖南路邵州の県、現在の湖南省新化県の辺り。

②原文「潭州」は、当時の荊湖南路の中心地で、ほぼ現在の湖南省長沙市に位置する。

③新化県から潭州城へ水運で行くには、資水を下つて洞庭湖に到りそこから湘水を遡ることになるが、「順流而下、半月可達」という記述からすれば、潭州城へ行つたのではなく潭州の境域内の洞庭湖付近の港に至つたのであらう。

④原文「路上有花并有酒、一程分作兩程行」は、清・王奕清等『御定曲譜』卷一一所収の南曲「集鸞花」に見える一節。

⑤原文「滿船空載月明帰」は、宋・釈惠洪『冷齋夜話』卷七「船子和尚偈」に見える一句。

差役

(13) 比並白脚之高産者差役

范西堂

差役之法、先從白脚、自有專條。薪春守義坊缺役、自去年三月定差、至今年五月索案、猶未結絶。據所追到通計八名、内張世昌産錢三十六貫、明現産錢二十四貫、謝通産錢一十七貫、係是白脚、合與比並差充。其餘如張子高、如明珠、如陳文蔚、如明琦、如明珍、物力雖有厚薄、歇役雖有淺深、既無倍法、豈宜追逮。今展轉供牽、淹延逾歲、訖無定説。及送獄司、責據呈上、明現情願承認、衆戶各有陪貼。外條法而用己意、獄吏之私、夫豈可從。且三名白脚、其體一同、捨産錢三十六貫、而差及二十四貫、雖使強認、烏能絶詞。拖累案牘、初據張世昌所供、本戶昔嘗出產與鮑通・阿蔡、未曾過割、取到合狀、乞為照行。出業與人、所幹何事、直至臨役、方退産錢、自是不可憑使。又據謝通所供、明現節次置到蔡海・鄭汝賢産業、不行收入。縱或有之、未至便在張世昌之上、且無實跡、只聽虛詞、尤不可信。此項須待張世昌執役年滿、明・謝比較富差、方合窮究、何至以此預為遷延。且縣有版籍、一年戶口之所從考、不與照使、反滋衆訟、何以籍為。又觀定役之初、鄉司具帳、乃於張世昌名下朱批稅色曰、十三年夏稅。即此一節、已見為欺。知縣批判、國家正法、保長不理、此小役不折大役之法也。洞燭吏姦、夫豈無見。儻執此説、久而不移、張之入役已及滿

替、豈容至今尚爾終訟。張因此得計、從而入詞、又謂產錢雖有高下、役之先後、憑此定差、初不曾有山園水湖之分、此說尤為枝蔓。使州判狀、謂張世昌所管之湖、既是己業、豈得妄稱浮產、送縣比並、可謂允當。大抵一鄉役次、鄉司・役案、夢寐知之、不便從公與之定差、蓋欲走弄以其私、追逮一人、則有一人之費。不伐其謀、何憚不為。今勒令當廳供合差姓名一人、鄉司伍璉・役案許壽咸以張世昌為首。既有定見、何不就本縣保明、直至仵廳、方可從實。自當懲斷、且以今來所供不致面謾、姑與從恕。推司成冲在獄鞫勘、既不曾究竟明現陞進產業實計若干、平白勒令承認、又取得陳文蔚三人出錢陪貼文狀、以此具呈、不知用何役法。本合懲斷、以合充人張世昌原不曾預禁、只據送獄三人、却不在明現之先、又非專成冲之罪。惟典押承行、明有知縣書判、喚上張世昌隨司、非不分曉、本案即不曾行移、本人即不曾到官、始終計屬、意不難見、罪當勘杖、夫復何說。且免追上、聽本縣自作施行。張世昌勘下杖一百、押赴蘄春縣日下着役、如更敢拒頑、就行申解照斷。

差役

「白脚^①で財産高が高い者を（縦に）並べて役に充てる」

范西堂^②

差役の法では先に白脚が充たるのであって、これにはそれを定めた特定の条文がある。蘄春縣^③守義坊では役充当者がおらず、去年三月に選定を命じたが、今年五月になって関係書類を取り寄せてみるとまだ決着していない。召喚した計八名の中で、張世昌の産錢は三十六貫、明現の産錢は二十四貫、謝通の産錢は一十七貫で、すべて白脚であるからこの順に役に充てるべきである。その他の張子高のごとき、明球のごとき、陳文蔚のごとき、明琦のごとき、明珍のごときは財産評価額に差があり、役に充たらない期間に長短があるが、倍役法^④に該当しない以上は連行すべきでは

なかったのである。いま次々と連行し、遅延して年を越し、結局一定の結論を得ていない。獄司^⑤に送って根拠ある供述を取って上申させたところ、そこには「明現が進んで役を引き受け、他の者たちが各々資金援助します」とある。これは法律条文を離れて己の意向を用いたもので、獄吏の私心に何で従えようか。かつ三名の白脚は事情に違いはなく、産錢三十六貫の者を捨てて二十四貫の者を役に充てるとは、強制的に承諾させても、後の訴えを絶つことはできない。

一 県書類を引っ張り出して見てみると、最初、張世昌の供述には、「私の家は昔土地を鮑通・阿蔡に売りましたがまだ税籍の登録替えをしておりません。その契約書をお手に取り、それに従って処置して下さい」とあった。土地を売って人に与えておきながら、一体何をしているのか。そのまま放っておき、役に充たる時になって初めて産錢を移し替えたいとしているが、当然その言を信じて行うことはできない。また謝通の供述では、「明現は何度か蔡海・程汝賢の土地を買いながら税籍には入れておりません」とある。仮にこうしたことがあっても（明現を）張世昌の上に置くことは不適當であり、その上そうした事実はなく、ただの出鱈目な話で全く信用できない。

この問題は張世昌が役に充たり終えて後、明と謝とを比較して役に充て、それで初めて実情を究めたことになる。何故こうしたことで引き延ばしすることがあろうか。かつ県には戸籍があり、一年間の財産と人口の推移を知ることができるが、いまそれを参照使用せず、逆に多くの訴えを引き起こしている。どうして戸籍を参照しないのか。また役を定めた当初の事態を見ると、郷司^{*}が書いた帳面では張世昌の名前の下に税の種類を朱書きして「十三年の夏税」と記してある。この一節からすでに詐欺だと見て取れる。知県は判決して、「国家の法律では、保長の役は役とはみなさない、これは些細な役は重い役と同等に比較しないという法なのだ」と言っているが、胥吏の悪事を見抜く見識が

あつたということである。もしこの考えを堅持して長く変えることがなかったならば、張の役はすでに満期で交替となつていたはずで、現在に至つてもなお終わりなき訴訟が続いていることはなかったであろう。張はこれに託け計略を立てて訴え状を出し、さらには「産錢には高い低いがありますが、役の先後は産錢高に従つて充當されるもので、これまでに山、園、田、湖それぞれの産錢というものはありませんでした」と言つた。この言い様は最も本質から離れたいい加減なものである。知州が判決の中で、「張世昌が使用している湖は、自分の資産であるからには、どうして浮産（＝産錢の評価にならない資産）と言えようか。この件を県に送つて（産錢高で）順位づけよ」と言っているのは妥当だと言ふべきである。

およそ一郷の役の順番は、郷司・役担当胥吏が夢の中でもこれを知っているのであるが、公平に役に充てることを不都合とするのは、私心でもつて不法に役の順番を変更しようとし、一人を連行すれば一人分の手数料収入があるからである。その企みを断ち切ることに何の憚りがあるうか。いま強制的に私の面前で役に充てるべき者の姓名一人を供述させたところ、郷司の伍璉、役担当胥吏の許寿はともに「張世昌が一番目です」と言つた。こうした定見があるからには、なぜ県庁でそのことを保証せず、通判庁にいたつて初めて事実を述べたのか。懲罰すべきではあるが、今回自供したところは私に面と向かつて嘘をついたわけではないので、しばし寛恕してやる。

推司^⑦の成冲は獄^{*⑧}で尋問した際に、明現が上乘せした土地が実際どれだけだったのかを究明せずに、根拠なく役に充たることを認めさせただけでなく、陳文蔚ら三人が錢を出して援助すると言ふ書付を取つて（官に）提出したが、一体どんな役法を用いたというのか。懲罰すべきではあるが、役に充てるべき張世昌はこれまで拘束されておらず、獄に送られた三人は（産錢が）明現の先に位置しているわけではないので、全く成冲の罪だというわけでもない。

ただ典押^⑧のみは本件を担当しながら、明らかに知県の判決に「張世昌を召喚して官司の沙汰に従わせよ」と極めて明確な指示があったのに、本件（に関する指示）を直ちに伝達せず、張世昌本人も直ちに官に到らず、終始（賄賂を贈って）頼み事をしていたが、その意向は見やすいことだ。（典押の）罪は杖罪に当たるが、これ以上何の言い分もあるまい。しばし（典押を府に）連行することは免じ、本県が自ら措置するのを許す。

張世昌は杖一百を科し、蕪春県に護送して直ちに役に着かせ、もしさらに抗うようなら、私の所に護送して来させ処断する。

【校勘】

原文四行目、中華書局本は「及送獄司責撻、呈上明現情願承認」とするが、文脈から原文のように改めた。

【注釈】

①原文「白脚」とは、当時差役に充たった戸には帳簿の就役の欄に朱墨で書き込みをし、未だ充たらない戸にはその印がないことから、未差充の戸を意味した。

②范応鈴、字は旂叟、西堂は号。江南西路隆興府豐城県の人で、開禧元年（一二〇五）の進士。『宋史』卷四一〇に伝がある。崇仁県知県、撫州通判、蕪州通判、湖南転運判官、広西路提点刑獄使等を歴任した際の判決が本書中に見られる。この書判は蕪州通判の時のものと判断される。

③原文「蕪春県」は、当時の淮南西路蕪州蕪春県、現在の湖北省蕪春県。

④原文「倍法」とは、「倍役法」のことで、既就役戸の物力（課税対象となる資産額）が白脚戸の二倍あれば十年の間役を休み、三倍あれば八年、四倍あれば六年休み、その後は白脚戸と同じく扱い役に充てるという規定。詳しくは、曾我部静雄『宋代財政史』（生活社、一九四一年）の第三章「南宋の役法」を参照。また次条「倍役之法」を見よ。

⑤原文「獄司」とは、ここでは県尉司を指す。

⑥ 原文は「何以籍為」だが、これでは文意が通じず文字が脱落しているのではないかと思われる。仮に訳文のようにしておく。

⑦ 原文「推司」とは、州県で獄すなわち裁判を扱う吏人を言う

⑧ 原文「典押」とは、押司、録事、主典など県の吏人の汎称。

(14) 倍役之法

范西堂

準倍役法、税錢一倍、歇役十年、税錢兩倍、歇役八年、税錢三倍、歇役六年、並理為白脚。張茂兄弟三人、有母在堂、產錢共計五十一貫、未應均分、合作一戶、不可謂未應充保正。然保内有張法政產錢四百十六貫、有鄧汝賢產錢二百四十貫、較之張茂產錢、一係四倍、一係八倍、又各歇十年已上。今張法政・鄧汝賢兩戶比較、張法政執役在嘉定七年、鄧汝賢執役在嘉定元年、鄧汝賢歇在先、而張法政未及一倍、難用倍法。合告示鄧汝賢先充、次及張法政、又次及張茂。本里保正只差一人、今乃三名並追、顯是賣弄。鄉司・役案合從杖六十、牒縣施行。

「倍役の法」

范西堂

倍役の法によれば、「税錢^{*}が一倍（すなわち二倍）以上は役を休むこと十年、税錢二倍（すなわち三倍）以上は役を休むこと八年、税錢三倍（すなわち四倍）以上は役を休むこと六年で、すべて白脚^{*}と同じ扱いにする」とある。

張茂兄弟三人は母親が生きており、產錢は合計五十一貫だが、まだ家産分割してはならず、三人合わせて一戸とすべきであつて、「まだ保正の役に充たるべきではありません」と言つてはならない。しかし保内には張法政產錢四百十六貫、鄧汝賢產錢二百四十貫があり、これを張茂の產錢と比べると、一方は五倍、一方は九倍であり、さらに各々役

を休むこと十年以上である。いま張法政と鄧汝賢の両戸を比較すると、張法政が役に充たったのは嘉定七年（一二二四）、鄧汝賢が役に充たったのは嘉定元年で、鄧汝賢が役を休んだのが先で、張法政の産錢は（鄧の）二倍に及ばないので倍役法を用いたがたい。鄧汝賢に告示して先に役に充て、次いで張法政に及び、その次に張茂に及ぶことにする。本里の保正はただ一人を充てるだけなのに、いま三名も召喚しているのは明らかに不法なやり方である。郷司・役担当胥吏は杖六十を科すべきで、県に牒文を送って措置させる。

（15）父母服闋、合用析戸

準法、父母服闋、合用析戸、輪差役色、合從煙爨。載在令甲、昭如日星、州縣官司所當謹守。今來劉益父母俱亡、服闋年深。兄弟五人、内二弟破產、見無寸土、其餘三名亦已分析、各有關書。鄉司為姦、不與開戸。宋良肱見居石佛煙爨、保分自有役次、岐陂田業係是寄產、不應入帳。若欲捨煙爨而用產業、祖宗役法自是可廢。兩名充役、俱為未當、縱已定差、烏得無詞。今勒鄉司供具本里合充一人姓名、責據保明、謂是宋天啓產錢一百二十四貫、歿役十七年、與前來所差兩名殊為不合。顯是姦欺、勘杖六十、牒本縣告示、如更有詞、併鄉司申解、以憑根究。宋良肱既自戸、又敢存留祖名、輒為詭挾、勘下杖六十、併劉益押赴主簿廳。當開者析而為三、當併者合而為一、取已開併狀、回申。

「父母の喪が明けたら、家産分割してよい」

法律によれば、父母の喪が明けたら家産分割してよく、役に充当するのは生活している場所である。法律に規定すること太陽や星のように明らかで、州県の官司は謹み遵守すべきものである。

現在のところ、劉益の父母はともに亡くなり、喪が明けて長年経っている。兄弟五人の内二人の弟は破産して少しの土地すらなく、その他の三名もまたすでに家産分割していて、各々家産分割文書がある。郷司^{*}は悪事を働き、戸籍に家産分割した戸を記載していない。宋良肱は現在石佛^①で生活しており、所属の保には自ずと役の順番があるが、「岐陂の土地は寄産^②だから、当地（石佛）の土地台帳に入れるべきではありません」としている。もしも生活地を捨てて土地がある場所を基準とすれば、祖宗の役法は自ずと運用できなくなる。（劉益と宋良肱の）兩名が役に充たるのはともに適当ではなく、たとえすでに役に選定し終えたにせよ、訴えはきつと起こるであろう。

いま郷司に強制して本里で充てべき一名の姓名を供述させ、根拠を示して保証させたところ、「宋天啓は産錢^{*}一百二十四貫で、役を休むこと十七年です」と言い、以前に充てた兩名とは全く別人であった。明らかにこれは不法な差し替えであるから、（郷司は）杖六十を科し、本県に牒文^{*}を出して告示し、もしさらに（差役に不満な者の）訴えがあれば郷司と一緒に私の所に連行して徹底審理する。宋良肱は自分の戸があるだけでなく、さらに祖父の戸を残して詭名挟戸^③を行ったので杖六十を科し、また劉益は主簿庁に連れて行って、戸籍を分けるべき者（＝劉益兄弟）は三戸とし、戸籍を合併すべき者（＝宋良肱）は一つの戸とし、すでに分割しまた合併した旨の書状を各人から取って上申して寄せ。

【注釈】

- ① 原文「石仏」は、当時の江南東路信州鉛山県石仏寨、現在江西省鉛山県辺りと思われる。原文「岐陂」はどこか不詳。
- ② 原文「寄産」とは、戸籍がある県、あるいは居住地以外の県に所有している土地を言う。
- ③ 原文「詭挟」とは、詭名挟戸の略で、架空の戸または他人名義を立てて家産を分割し、税役を免れることを言う。

(16) 以宗女夫蓋役

范西堂

照對、差役之法以白脚、今立作趙八郡主、升為百戶。知縣定差、謂是婦人從夫、若欲以宗女蓋蔽編民戶役、世無此條、不可謂之非通曉役法者。其後趙氏陳訴、備錄提刑司行下間立女戶撫恤孤遺之文、意在脫免。尋送法司具條、已為無義、案吏並緣此意、便欲轉移。當趙氏未嫁鄭讜之時、孤遺固當念、女戶固當立、今既從夫、其戶猶是趙八郡主、其意猶欲官司恤孤、不知所嫁之夫將為何用、不審所具之法引用何條。其後又曰、鄭讜住在廣濟、難以差應。人在廣濟、田在蘄春、役隨田充、又何難差之有。果如此說、外寄產、役皆不可得而及矣。此非鄉司・役案之姦而何。役法不憑、而以提刑行下為憑、知縣不當、而以吏人立說為當、事之倒置、未有若是之甚者。孫法迎已充析生役次、陳文彬已經知縣監分、各為都戶如故。本廳去冬遍牒五邑、取鄉司知委、分析收退、各要分明、繳狀回申、已行遵稟。今索到差帳、猶作一戶具呈、可見姦猾。鄉司・役案各從杖一百、備牒照知縣初判施行、限十日。如鄭讜有詞、解上先行懲斷、仍押鄉司下主簿廳、限一日、將兩戶開析。

「宗女の夫だとして役につかない」

范西堂

調査検討した。差役の法では白脚＊の者を用いるのだが、いま（趙氏は）趙八郡主の名で戸籍を立て、女戸③と記載している。知県は役充當の順番を定めた際に、「婦人は夫に従うものである。もし宗女であることを以て一般民戸の役には充らないというのなら、世の中にはそうした法はない」と言っているが、これを「役法に通じていない者である」と言うことはできない。

その後趙氏は訴え出て、提刑司が下した「しばし女戸を立てて親のいない者を援助せよ」という文書を書き写して

提出したが、その意図は役を不当に逃れることにある。次いで司法參軍に送って關係条文を書き連ねさせたが、そうした条文はなく、担当の胥吏がすべて彼女の意向に従って勝手に役充当者を替えようとしたのであった。趙氏がまだ嫁に行かぬ時であれば、親がいらないということは当然考慮すべきで、女戸は当然立てるべきだが、いまはすでに夫がいるのにその戸を依然趙八郡主としており、その意図は依然官司の援助を欲しているということである。一体嫁に行つた先の夫は何の役に立ち、果たしてそれを裏づける法律はどのような条文だというのであろうか。

後にはまた「夫鄭讜は広済^④に行つており、役に着くことができません」と言っている。人は広済に居るが田は蕲春にある。役は田のあるところで着くのであつて、これを役に充てるのに何の問題があろうか。もし本当に彼女の言うとおりなら、外地に寄産すれば役はみな充てることができなくなろう。これは郷司・役担当胥吏の悪事でなくて何であらうか。役法に依拠せずに提刑司の命令に依拠し、知県は不当だとして吏人の言うことが正しいとする。物事を逆立ちさせることこれ以上のことはない。

孫法迎はすでに家産を分けた際の役に着き、陳文彬はすでに知県が強制して家産分割させたのに、依然として戸籍では一戸となつてゐる。本庁（＝蕲州通判庁）は昨年冬に五県に遍く牒文^{*}を出し、郷司の誓約書を取つて、家産分割した際の（税錢や家産の）移動は各々明確にし、書状で報告して寄こすよう指示し、指示に従う旨の回答を得たが、いま差役の帳簿を取り寄せてみると、なおも一戸のままで上呈してきた。狡賢さを見て取れよう。

郷司・役担当胥吏は各々杖一百を科し、牒文に書いて知県の最初の判決通りに実施させる。期限は十日。もし鄭讜が訴え出れば、先ずは身柄を私の所に連行して懲罰を加える。なお郷司を主簿庁に護送する、期限は一日。孫と陳の両戸は家産分割した旨を戸籍に書け。

【校勘】

原文一行目、「升為百戸」とあるが、「百戸」は「女戸」の誤記であろう。

【注釈】

①原文「宗女」とは、皇族の血統の女性をいう。

②原文「郡主」とは、親王の女に与えられる封号。

③原文「女戸」とは、女性を戸籍筆頭者とする戸を言う。『慶元条法事類』卷四八、賦役門二、支移折變、賦役令によれば、戸内に婿や姪わいといった男子がいても、その男子が十六歳以下であれば女戸で、女戸は徭役が免除されるほか、戸等が三等以上は支移や科配が減じられ、四等以下は全免された。なお女戸につき詳しくは、柳田節子『宋元社会経済史研究』（創文社、一九九五年）第二篇第二章「宋代の女戸」を参照。

④原文「広済」は、当時の淮南西路滁州広済県、現在の湖北省広済県。

(17) 借名避役

蔡久軒

始借趙姓、詭名以避役、今為趙杙夫所奪、亦所自取、無足憫者。牒軍、催已斷因依申。

「他人の名義を借りて役を避ける」

蔡久軒

最初は趙姓を借り、戸籍上の名を偽って役を避けたものの、いまは趙杙夫にその土地を奪われているが、自業自得で憐れむに足りない。軍に牒文①を出し、以前の判決理由書を急ぎ取って上申して寄せ。

【注釈】

①原文「軍」とは、軍隊ではなく府、州、監と並ぶ行政区画名である。蔡杭の書判は江南東路提刑使の時ものが多いので、ここは南康軍か。

限田

(18) 限田外合計産應役

關宰瑄

陳坦父鈐幹官承議郎、即非自擢科第、已承父朝散大夫蔭。朝散四子、身後減半、其三子各已於田外計産應役(二)。陳坦祖官高於其父、父官亦是承蔭、照條止得從一高者。今紐計本縣産錢見在一十四貫有餘、若以每畝産錢十文為率、亦計有田一千餘畝、本都産錢無有高於此者、合從條制應役。范岩受囑、輒具單稱、贍塋産錢不應收併、可見欺罔、王昌老所糾允當。兼陳坦産錢比之、已有四倍、更有何詞。案從條告示陳坦應役。

〔一〕各已於田外計産應役 按文義、「田」之上、疑脫「限」字。

限田

①「限田外は家産を計算して役に充てる」

關宰瑄②

陳坦の父鈐幹の官は(從七品の)承議郎であるが、自ら科挙に及第したのではなく、その父の(從六品の)朝散大夫の恩蔭を承けたのである。朝散の四子は、父親死亡後は限田額が半減され、各々限田外の土地は産錢を計算して役に着いている。陳坦の祖父の官は父より高いが、父の官は恩蔭を承けたもので、条文に照らせばただ一番高い官に從

うことができるのみである。

いま本県にある産銭を合計すると一十四貫余りあり、もし毎畝産銭十文を定率にすれば田一千余畝となり、本都^{*}で産銭がこれより高い者はいないから、法律条文に従って役に應じるべきである。范岩は（賄賂を受け）頼まれて「祖先祭祀分の産銭は一緒にすべきではありません」と書面に書いたが、それは出鱈目であり、王昌老が告訴していることが妥当である。その上陳坦の産銭は王に比べて五倍あり、これ以上何の言い分があるうか。担当掛は条文に従って陳坦に告示し役に応ぜしめよ。

【注釈】

①原文「限田」とは、「限田免役法」に規定された官戸の徭役免除の田土面積を言う。孝宗の乾道八年（一一七二）に政和令格の規定額を半減し、一品五十頃、二品四十五頃、三品四十頃、四品三十五頃、五品三十頃、六品二十五頃、七品二十頃、八品十頃、九品五頃を限田額と定めた。これを超えた分は一般戸と同じく役に充て、本人死亡後は子孫は限田額を半減とし、子孫が戸を分けているときはそれらを通計して半減額を超えないようにした。詳しくは、周藤吉之『宋代官僚制と大土地所有』（『社会構成史体系』第二部、東洋社会構成の発展、日本評論社、一九五〇年）を参照。

②原文「閔宰增」とは、閔增という姓名の知県か。『浙江通史』巻一二六、選舉四、宋進士の条に、紹熙元年（一一九〇）榜に閔增の名があり、「臨海県人、安撫機宜」と記す。また『嘉定赤城志』巻三三、人物門、仕進には紹熙元年余復榜に「閔增」と記し、「臨海人、字仲山、終江東安撫司機宜文字」と注記するが、同一人物と思われる。この人物と推定しても、本条は時期的に問題はないように見える。

③原文「鈴幹」とは、後の（20）条に「成都府兵馬鈴幹」とあるから「成都府兵馬鈴幹」の属官の官職名の略称と思われる。北宋の安撫勾当公事、転運司勾当公事は、南宋の高宗の名（構）を避けて安撫幹弁公事、転運司幹弁公事と改められ、撫幹、運幹と略称されたから、鈴幹も兵馬鈴幹の属官の略称と思われる。

④ここと言う「産銭」とは、家産の銭立て評価額ではなく税銭を指す。

【補説】

本条から(21)条までは同じ問題を扱っており、問題の陳家は、朝散大夫―承議郎(鈴幹)―陳坦(陳某・陳履道)―陳銘という世代順になっている。

(19) 父官雖卑於祖、祖子孫衆而父只一子、即合從父限田法

擬筆

限田官品、當從一高、蓋從其優也。若曾・高官品分衆子孫、視其父所得之限為多、則固當從高、若曾・高與祖官品雖高、而子孫已衆、以分法計之、所得不多、而其父之官雖卑於祖、所得之限差勝、則却應用父之限。若使必用其祖、而置其父勿論、則祖是七品而有五子、父是九品而只一子、其父所得限田乃皆無用。今陳某之祖官六品、合得田二十五頃、而有四子、亡歿減半、四子分之、每人合得三頃有零。其父雖是七品、却自合得二十頃、亡歿減半、猶合得十頃。所謂蔭補、若原非七色補官、合用官品、而實與自擢科第一般、特原是七色非泛、而奏補子孫、則不可比科第者爾。本縣若必欲陳某以祖官品分析限田為當役、則固未可、但却有所當契勘陳某之父凡有幾子。陳某若有兄弟、合用分法、則限田又自無多。兼本縣但均其產、以為十頃有餘、而不曾明行勘會田實有若干、瞻塋之田固不應豁出、其他山林之類、皆有比折法。十四貫之產錢、決不止於百畝之產、明矣。此項最為的實、而本縣未曾實根究、遂使頑者得以為詞。兩爭人並知在、帖縣、限十日、監鄉司從實根究、要見陳某目今管佃田畝若干、或用產錢比算、亦合照鄉例從實指定、無容鄉司巧行賣弄。仍請下鄉保、係勘會陳某有無兄弟、逐一具申、以憑施行。

「父の官位が祖父より低くとも、祖父の子孫が多く父に一子しかなければ、父親の限田法に従うべきである」*

判決草案

限田法における官品は最も高いものに従うというのは、優遇するという意味なのである。もし曾祖父・高祖父の官品（相当の限田額）が多くの子孫に分けられても、父が獲得した限田額に比べて多ければ、もとより高い方に従うべきである。もし曾祖父・高祖父と祖父の官品が高かったとしても、子孫が多く、相続法によって計算して（一戸が）得るところの限田額が多くなか、かえって父親の官品が祖父より低くとも得るところの限田額がやや多ければ、その時は父親の限田法を適用すべきなのである。もしも必ずその祖父の官品を用いるべきとして父親を無視すると、例えば祖父が七品で五人の子があり、父親が九品で一子だけなら、父親が獲得した限田額は（祖父より多いのに）みな無用となってしまう。

いま陳某の祖父は六品官で、二十五頃の限田額を得たが、四人の子があり、死後は半分なので四人で分ければ各人三頃余りとなる。父親は七品官だが、自分で二十頃を得、死後半分でもなお十頃を得ることができる。いわゆる蔭補（恩蔭による任官）というのは、もし本来（父が）七色補官でないのであれば、用いるべき官品は科挙及第と同じなのである。ただ本来（父が）七色非泛による官品保持者で、推挙され蔭補された子孫ならば科挙及第者と同じく扱うことはできないだけなのである。

本県がもし必ず陳某は祖父の官品を分割相続した限田額で役に充たるべきだとするなら、それはもとより不可であり、陳某の父に何人の子がいるのかを調査せねばならない。陳某にもし兄弟がいれば分割相続法を用いるべきで、そうすれば彼の限田額は自ずと多くはないはずである。その上本県は陳某の家産を計算して十頃余りと認定しただけで、

田産が實際幾らあるのかを調査しておらず、祖先祭祀用の土地はもとより控除すべきではないし、その他の山林の類もすべて換算方法がある。十四貫の産銭は決して一千畝の産に止まらないこと明白である。

右に述べたことは最も的確でなければならないことなのに、本県はこれまで実地に徹底調査しておらず、結局は頑迷な者に訴えを出させる結果となった。双方の訴え人は拘留しておき、県に帖文を送り、十日以内に郷司に強いて实地に調査させ、陳某が現在どれだけの田畝を持っているかを知らねばならない。もし産銭で推定計算するのであれば、その時には当地の計算例で間違いなく確定し、郷司が巧妙に誤魔化すことがないようにさせよ。なお、郷の保正に命じ、陳某に兄弟がいるかどうかを調査し、逐一県に上申させ、それによつて措置するよう（長官に）お願い致します。

【校勘】

①原文八行目、「決不止於百畝之産」は前条から見て「決不止於一千畝之産」の誤記であろう。

②原文最終行、「係勘会陳某有無兄弟」の「係」は、「案」の誤記であろう。

【注釈】

①原文「七色補官」とは、『中国歴史大辞典・宋史』（上海辭書出版社、一九八三年、朱瑞熙氏執筆）によれば、後出の「七色非泛」と同じで、七種の特別な経路で官職を得ることを言う。それは一、宗室の女婿でかつて解試に合格した者、二、皇室の貴族の娘婿と外戚で入仕した者、三、官員の異姓の總麻以上の親属で恩沢に該当する者、四、戦争で死んだ者の娘婿、五、上書進領し、文理取るべきとされた士人、六、国外に出仕するに従つて補官された者、七、吏人の満期任職して磨勘の年を減ずるのに該当した者である。なお中島敏編『宋史食貨志訳注（三）』（東洋文庫、一九九九年）役法（下）の注（八二八）は、いくつか異なる事例を挙げる。

(20) 申發干照

建陽丞

準使帖、追究郷司、及勘會耆保。見得、陳鈴幹只有分曉所管田產、除在外州難以勘當、本縣見管產錢簿籍者計八貫五百一十六文、又有諸里烝嘗六貫一百四十七文、又一項崇正里九百三十三文、通計一十五貫六百三十三文。本府及諸縣官民所立烝嘗、無如此之盛者、其為詭立可見。今據陳某之子陳鎔供稱、烝嘗見有支書、係作四分、則陳某一分、亦自見管產錢一貫八百文。況彼三分、或居外州、其田並已倍併入陳某之家、見收租管業。緣產錢視田美惡、多寡不等、合遵照使判、盡索陳某干照、計算頃畝。其陳某復乃推稱原契等並發上提舉司、致無可憑計算、反得以此罔惑官司。今使限已逼、合先具此因依、申乞使臺、監陳某就索原發去契書、送還僉廳、就追所隸郷司江壬、見在本府銷註、一併計算、聽從明斷施行。見索到烝嘗砧基簿并支書各一本、又正契一十九道、隨狀申發、取自指揮。

「証拠書類を進上する」

建陽県の県丞

(建寧府) 知府の帖文を受け、郷司^{*}を追求し、さらに耆保^{*}を審問した。当面判明したところでは、陳鈴幹^{*}が明らかに持っている田産は、外州にあつて調査しがたいものを除き、本県が産錢帳簿^{*}に把握しているものが合計八貫五百十六文、またあちこちに祖先祭祀用が六貫一百四十七文、さらに崇正里に九百三十三文、合計一十五貫六百三十三文である。本府及び諸県の官民が置いた祖先祭祀用の田産でこれほど多いものはなく、税金逃れの隠れ蓑^{*}にしていることは明白である。

いま陳某の息子陳鎔の供述によると、「祖先祭祀用の田には現に家産分割文書があり、四分割して陳某の相続分はその四分の一で、現に持っている産錢は一貫八百文分です」とある。しかし田の残り四分の三を持っている者は、ある

者は外州に居住しているが、その田はともに陳某の家に登録されており、（陳某が）現に收穫物を収納し管理下においている。

産銭は田の肥瘠に応じて決まるので、（同じ面積でも）産銭の額は同じではない。知府の判決に従って陳某の証明文書すべてを取り寄せ、面積を計算すべき所であるが、陳某はまた「もとの契約書はすべて提挙司に送っております」と言い逃れし、計算する術がない状態で、逆にこの事を利用して官司を困惑させている。

現在知府が定めた期限が迫っており、先ずはこうした事情を書いて知府へ上申し、陳某に強いて以前に（提挙司に）提出した契約書を取り戻して僉庁に送り届け、県庁付きの郷司江壬を呼び出し、府庁でチェックを入れながら一括計算させ、知府のご判断に従って措置することにした。ここに取り寄せた祖先祭祀用の田産の砧基簿並びに家産分割書各々一本、さらに正規の契約書十九枚はこの書状とともにお送りしますので、指示をお願いします。

【校勘】

①原文四行目、「況彼三分」の「況」は、「但」の誤記ではないか。

②原文四行目、「其田並已倍併入陳某之家」の「倍」は、文脈から「俱」の誤記であろう。

③原文五行目、「推称」は「詐称」か「供称」の誤記ではないか。

【注釈】

①原文「郷司」すなわち郷書手は、南宋代には專業化した一部胥吏化したので「所隸郷司」という表現が用いられる。

②原文「砧基簿」とは、南宋時代に作成された土地台帳を言う。土地の所在地、面積、形状、所有者などを記載していた。

(21) 章都運台判

本司再拖照、昨據建陽縣丞申、索到本縣王某糾論陳某爭役案連及陳承議一宗告敕・批書・分析田業干照。尋送法司檢坐條令、及畫宗枝圖看詳。照得、陳徽猷生四子、陳履道父承議居其長、有官、乾道六年任成都府鈐幹、自將田業經官、起立鈐幹為戶。至乾道八年、三弟分擘祖業析居、各以其祖經略立為戶籍、干照分明。淳熙六年、陳履道父轉官承議郎、任福州侯官知縣。以此考之、則是陳承議生前自用己官立戶、至轉官承議、已經九年、即與三弟無官、用祖為戶、事體不同。當縣先來以其三房限田過滿、各差應役、獨承議一位應得見存官品、於法聽免、其理甚當。為承議之子者、席父之蔭、承父之產、止應得七品官限田身後減半格法、外有田業、即合充役。今據追到鄉司江壬所供、紐計田畝、方及八頃二分、以法揆之、實未出限田之數、本縣令其應役、委是不公。所有見爭人王昌老、當來已係知・佐聚廳選差、合該入役名次、却將限田未滿人妄行糾論、究其詞說、大抵枝蔓引援、不合人情、顯是健訟。理合照條斷治、且與押下本縣、照原擬差定、監勒日下入役、如再妄生詞說、別有施行。江壬受囑、將陳履道戶下產錢以十文紐為一畝、委是違法、決脊杖二十、配處州。

「章都輦運使の判決」^①

本司が再度書面審理をした。先に建陽県丞の申文とともに、本県の王某が陳某を告発して役を争う一件書類及び陳承議郎の告勅・批書^②、田業を分割した際の証文を取り寄せた。次いで司法参軍に送って条令を調べさせ、また宗枝図^{かきいず}を画いて検討した。

判明したのは次のとおり。陳徽猷^③は四人の息子を生み、陳履道の父承議郎は長男で官位があり、乾道六年（一一七

○に成都府鈴幹^④となり、田業を官に届けて鈴幹の戸を立てた。乾道八年になって三人の弟は相業^{かさん}を分割して分居し、各々祖父の経略（安撫使）の名で戸籍を立てたが、これについては明確な証拠文書がある。

淳熙六年（一一七九）、陳履道の父は承議郎に転官し、福州候官県知県となった。この事から考えると、陳承議郎は生前に自ら自分の官で戸籍を立て、承議郎に転官してすでに九年が過ぎてゐるから、三人の弟が官位がなく祖父の官位で戸籍を立てたことは事情が異なる。知県が先に三弟の家は（所有地が）限田額を超えているので各々役に充て、承議郎の家だけは現存の官品で法律上免役するべきだとしたのは、甚だ理に適っている。承議郎の子たる者は、父親の蔭を占め、父親の産を承けるが、七品官の限田額から死後半額という法が適用されるのみで、その外に田業があれば役に充たらねばならない。いま呼び出した郷司^{*}の江壬は、「田土面積を合計しますと八頃二十畝です」と言っており、法律からすれば限田額を超えてはおらず、本県が役に充てようとしたのは実に不公平であった。

問題の原告王昌老は、以前に知県・佐官が庁舎に集まって役に充てる者を選定した際に役に充てるべき名前に該当していたのであるが、逆に限田額に達していない人を出鱈目に告発した。その言い分を調査すると、およそあれこれ言い立てて自分に都合のいいことばかりで、人情に合致せず、明らかに訴訟ゴロである。当然条文に照らして処罰すべきであるが、しばし本県に護送し、もとの判決原案に照らして役に充て、即刻役に着くよう強制する。もし再度出鱈目に訴えれば別に措置する。江壬は頼まれ（賄賂を受け）て陳履道の家の産銭を十文で一畝と計算したが、これはまことに違法であり、脊杖二十に決して、処州に配軍刑とする。

【校勘】

原文一行目、中華書局本は「——陳某争役、案連——」とするが、争役の一件書類に告勅などが付帯されていたのであれば「連及」

を動詞と見て「陳某爭役案、連及陳承議一宗告敕・批書」と断句すべきであり、あるいは「案連」は「案卷」ないしは「案牘」の誤記と見て「陳某爭役案連、及陳承議一宗告敕・批書」と断句すべきであろう。本稿では「案連」は誤記と見ておく。

【注釈】

- ①原文「都転運司」とは、中書門下ないし尚書省の五品官以上の官が転運司に任じられた場合や、重要な地域の転運司、あるいは数路を兼ねる転運司などに「都」字を冠した。
- ②原文「告勅」とは、官人に与えられた任官証書、「批書」とは、主管官庁が官人に与えた派遣指令書や勤務評定書など官人としての勤務に関する書面を言う。
- ③原文「徽猷」とは、徽猷閣をもつて命名された職名一般を指す。例えば徽猷閣直学士、徽猷閣待制、直徽猷閣など。
- ④原文「成都府」は、当時の成都府路の中心地、現在の四川省成都市、後出の「福州候官県」は当時の福建路福州、現在の福建省福州市閩候県、「処州」は当時の両浙東路処州、現在の浙江省麗水県。

(22) 走弄産錢之弊

入境

當職昨來定差石才、承替第九都周資謀役次、其石才不肯責認入役、致蒙縣衙再委勘定。今契勘石才所以不肯責認入役之由、其意蓋謂義役關約、都例産錢至一貫者合當充役、本都戸稅數計一千一百六十二文、昨將原買來陳某土名某處田若干畝、賣與韓伯玉、欲得除豁此項産錢、則戸下稅數不及都例、庶幾可以苟免應役。然拖照、當來陳某實計産錢一百八十一文、今賣與韓伯玉契内具載産數、乃謂二百七十三文、及至到官供責、又謂三百餘文、其産數之不同也如此。所賣韓伯玉田契内具載、實約價錢二百五十貫、續後節次供責、或謂得價錢二百三十貫、後謂得價錢二百二十貫、是其貫之不同也如此。原價韓伯玉田契内具載成契之日、係是嘉定九年五月、而供責在案(二)、乃謂嘉定九年七月、其成契

月分之不同也又如此。及據王珍狀陳、韓伯玉係娶潘氏、其賣田契內具載代書潘子仁、乃石才之妻黨、為牙者周夢德、乃石才之女婿。合是數端論之、則石才意在隱寄產錢、規避應役、遂與其親屬通同作弊、以至弄巧成拙、每出輒異、產錢價買之數目與夫賣買成契之月分、往往差舛、不相照應、官司何以信憑。竊緣、在法不許臨役推割。今石才既是出賣田業、隔年五月成契、自合於當秋照契除割產錢、顧乃拖延至次年周資謀役次垂滿之時、始入狀推割。及招王珍論破、又乃於款詞之中、有朱脚・白脚之辨、意欲官司勒令王珍先次入役。殊不知有差役、有義役、二者事體不同。兩下既皆係義役之數、則關約一定、悉當遵守。而石才則原初供吐、亦既明言本都續入義役人王珍、則是兩下皆係義役之數目、自合以排定名次論、不當以產錢高下・朱脚白脚論。設使石才之賣田也、果是正行交易、除豁產錢一百一十文外、其戶下稅數不及都例者、亦僅十數文耳。官司定差、不應若是纖悉也、而況其所爭事理、有如此前數之可疑者乎。定驗至此、目今石才合當充應、更取自臺旨(二)。

(一) 供責在案「供」、原作「拱」、據上圖校勘本改。

(二) 本篇應編排於差役類、明本編排於限田類、有誤。

「產錢を不正に書きかえるという悪事」

人鏡^①

私は先頃石才を役に指名し、第九都の周資謀の役と交替させることにしたが、石才は役に着くことを承知せず、知県庁から再度私に調査選定せよとの命令を受けることになった。

いま石才が役に着くことを承知しない理由を調べてみると、「義役の取り決めでは、都の規定で産錢が一貫文に達した者が役に着くことになっており、本都の(私の)戸^②の税数は一千一百六十二文ですが、先頃以前に買った陳某の土

名某処の田若干畝を韓伯玉に売りました。この項目の産錢^{*}を取り除けば戸下の税数は都の規定に達せず、役に着くのを免れることができましょう」という点にあった。しかし関係書類を見ると、これまで陳某の実際の産錢は一百八十一文で、いま韓伯玉に売った契約書内に記載している産錢は「二百七十三文です」と言うが、官庁での供述では「三百余文です」と言い、産錢數はかくも異なっている。韓伯玉に売った契約書に記載している約定の価格は二百五十貫だが、その後何度かの供述の際には、ある時は「価銀二百三十貫を得ました」と言い、後には「価銀二百二十貫を得ました」と言うなど、貫數もまたかくも異なっている。以前に韓伯玉に売った際の契約書記載の契約日は、嘉定九年（一二一九）五月であるが、一件書類に入っている供述では嘉定九年七月となっており、契約月もまたかくも異なっている。さらに王珍が書状で論述したところでは、「韓伯玉は潘氏を娶っていますが、売田の契約書内に記載している代書人の潘子仁は石才の妻の親屬で、仲介者周夢徳は石才の娘婿です」とある。この数項目を併せ論じれば、石才の意図は産錢を密かに他人に移し替えて役に着くのを避けることにあり、遂には親屬とぐるになつて悪事を働いたのだが、頭隠して尻隠さずで、出頭するごとに供述は異なり、産錢・価格の数字と売買契約の月とは往々食い違つてびつたりと合うことがない。官司はどうしてそれを信憑できようか。

思うに、法律では役に臨んでの税の移動を許してはいない。いま石才はすでに田業を出売し、翌年五月に契約したのであるから、その年の秋には契約書通りに産錢を取り除くべきであつたのに、（役を）顧慮し引き延ばしてその次の年に周資謀の役が終わろうとする時になつて初めて書状を官に入れて税の移動を行おうとした。王珍が告訴したとなると、今度は供述の中で朱脚・白脚^{*}の別を論じているが、それは官司が王珍を先に役に充てるよう望んでいたからなのである。よいか、差役があり義役^{*}があるが、二者は事情が同じではないのだ。両人はすでに（財産高からして）義

役に充たるべき人の中に入っており、(義役に関する)取り決めが一度定まれば、悉く遵守しなければならない。しかも石才は最初に供述した時にも、「本都で(私に)続いて義役に充たる人王珍」と明言しているが、と言うことは兩人はともに義役担当者であり、自ずと決められた順番に従うべきであつて、産銭の高下や朱脚・白脚で順番を争うべきではないのである。もしも石才の売田が本当に正式の取引で産銭一百八十一文を取り除いたにせよ、彼の戸の税数で都の規定に達しない部分はわずか十数文でしかない。官司が役を指定する際にこんな微細な数は取り合うべきではなく、ましてや争う事理は先ほど述べたように疑わしいからにはなおさらである。しっかりと検証してここに至れば、目下のところ石才は役に応ずるべきである。改めて知県の意向を聞いてそれに従う。

【校勘】

①原文六行目、「原価韓伯玉田契内具載成契之目」の「原価」は、「原売」の誤記であろう。

②原文十三行目、「除豁産銭一百十一文外」は、「除豁産銭一百八十一文外」でなければ計算が合わないから、「八」字の脱落である。

【注釈】

①原文「人境」は未詳だが、右の内容からして県の左官おそらくは主簿である。

②原文「本都戸税数」は、「本都における(石才の)戸の税数」か、「私の都戸の税数」か、あるいは「都」は衍字か不明だが、ここでは「本都の戸の税数」と見ておく。

(23) 産銭比白脚一倍、歇役十年、理為白脚

照對、在法、充役人戸物力、比未役白脚之家、如増及一倍、歇役十年、理為白脚。此其為法、疎數得中、極為公當。

今來第十五都保正熊俊英滿替、縣司差熊瀾充應。其熊瀾雖是白脚、戸下稅錢見計三貫二百四文、不肯承充、遂經使府論訴、蒙帖送本廳定差。今拖照熊瀾詞內所糾論者凡六人、曰熊俊父・俊民、曰張師說・師華、曰師承之・望之。當追上各人當廳看驗、及喚鄉司陳坦、根刷每戸即目稅數並歇役年分、參稽互考、得見、熊俊父・俊民皆年未及令、不應差充、昨來官司依條免放、仍給憑由、與之為照分明。其張師說・師華見立張裘戸、本戸稅數雖高於衆戸、然近於嘉定五年祇應本都保正、歇役未久、兼有少丁寡婦、尚未分煙析業、亦不應差充。外有師承之一戸、錢計七貫六百文有零、較之熊瀾稅數、則不啻一倍。又昨於紹熙年間應役一次、歇役已經二十餘年。參之物力増及一倍、歇役十年、理為白脚之法、則亦不啻一倍矣。以人情法意論之、合當差師承之充應目今役次。竊見、熊俊英替役日久、本都事件並是差毗保幹辦、殊覺費力、仰師承之日下即便入役、不得妄有推托、如再妄狀遷延、以致本都事件無得了絕、官司當重作施行。令備申使府、取指揮（一）。

（一）本篇應編排於差役類、明本編排於限田類、有誤。

「座錢が白脚^{*}に比べて二倍あり、役を休むこと十年ならば、白脚とみなす」

調査したところ、法律では「役に充たる人戸の物力がまだ役に着いていない白脚の家に比べて、もし二倍に達し、役を休むこと十年ならば白脚と同じとみなす」とある。これは法律として（役に充たる）頻度が適当であり、極めて公平なものである。

いま、第十五都の保正熊俊英^{*}の役の期限が終わり、県司は熊瀾を指名して役に充たせさせた。熊瀾は白脚で戸下の稅錢は三貫二百四文だが、役を引き受けようとせず、遂には知府へ訴え出、本庁へ帖文^{*}が下されて選定を行えとの命令

が出た。

いま熊瀾の訴状の中に告訴されている六人につき書面審査すると、熊俊父、俊民がおり、張師説、師華がおり、師承之、望之がいる。各人を召喚して対面審査し、郷司陳坦*を呼んで各戸の現在の税数並びに役に充たっていない年数を徹底調査し、突き比べつつ考察した結果、次のことが判明した。

熊俊父、俊民はみな年齢がまだ成丁に達していないので役に充てるべきではなく、先に官司が法律に従って就役を免じ、なお証明書を給付し彼らに与えて証拠とさせたが、それは明白な事実である。張師説、師華は現に張裘名義の戸を立て、本戸の税数は他の者よりは高いが、しかし最近嘉定五年（一二二二）に本都の保正に任じており、役を休むことまだ短く、さらには年若い弟や寡婦がいてまだ家産分割しておらず、これまた役に充てるべきではない。その外に師承之の戸があり、税銭は合計七貫六百文余りで、熊瀾の税数と比べると二倍どころではない。さらにかつて紹熙年間（一一九〇～九四）に一度役に着いたが、役を休むことすでに二十余年で、これを「物力が二倍に達し、役を休むこと十年ならば白脚と同じとみなす」という法律に照らせば、役を休むことも二倍どころではない。人情と法意を以てこれを論ずれば、まさに師承之が目下の役に充たるべきである。

見るに、熊俊英が役を替わって長い時間が経ったが、本都の事柄はすべて隣の保が担当しており、とりわけ大変な目に遭っている。師承之に命じただちに役に着き、妄りに押し付け合いをしてはならず、もし再度出鱈目な訴状を出して先延ばしをし、本都の問題が決着しないようなら官司は嚴重に処分するべきである。知府に詳しく上申し、（知府の）指示を取る。

【校勘】

原文十行目、「令備申使府」の「令」は落ち着き悪く、あるいは「仍」の誤記か。

【注釈】

①原文「成丁」とは、徭役の場合は二十一歳以上五十九歳までであった。『慶元条法事類』卷七五、刑獄門五、侍丁の戸令を参照。

(24) 乞用限田免役

范西堂

準法、品官限田、合照原立限田條格減半、與免差役。其死亡之後、承蔭人許用生前曾任官品格與減半置田。如子孫分析、不以戶數多寡、通計不許過減半之數。謂如生前曾任一品官、許置田五十頃。死亡之後、子孫義居、合減半置田二十五頃。如諸子孫分析、不以戶數多寡、通計共不得過減半二十五頃之數、仍於分書並砧基簿內、分明該說父祖官品並本戶合置限田數目、今來析作幾戶、每戶各合限田若干。日後諸孫分析、依前開說、曾・玄孫准此、並要開具田段畝步並坐落州縣鄉村去處。如遇差役、即齎出照驗免役、若分書並砧基簿內不曾開說、並不在免役之限。緣品官之家、有於一州管下諸縣皆置田產、切慮重疊免役、合令連狀、自行指定就一縣用限田免役、其餘數目及別縣田產並同編戶、餘官品依此。永州黃知府任朝奉大夫、係從六品、合占限田二十五頃、死後半之、計一十二頃半。知府五子、每位二頃半。四子受澤、獨陞一位無官。今省簿黃侍郎大夫莊指為黃陞產業、有稅錢一貫四百三十六文。若以朝奉五子之一所占、合免差役。然據所齎到干照、有侍郎告軸、而無分關聲說簿書、有知府戶契、而無本位受分干照。今以侍郎直下無官、而侍郎限田盡以承占、於法有違。若以為知府第五子合占朝奉五分之一、則莊名侍郎、無以為證。況本都役次最狹、累政以來、無可選差、每歲催科、不過勒鄉司代承。吏輩利於下鄉、通同作弊、不復考究。又黃侍郎諸位並居城內、占籍臨

川、兩縣稅錢尤難稽考。侍郎之後、子孫分析、不知其為幾位、儼無關書、斷然難憑。先與知在、如賚到分關明白、見得侍郎大夫莊果是知府幼子、知府入戶契書果是本位受分、自合從條照免。通直知縣既已充役、必是別位、難以歸併、仍給斷由。

「限田免役を適用するよう求める」

范西堂

法によれば、品官の限田は元來の限田の条文の規定（『政和令格』^{*}）の半分として差役を免じる、本人死亡後蔭を承けた者は生前に任じた官品の規定の半分为限田としておくことができる。もし子孫が家産分割しても、戸数の多寡に関わりなく合計額が半分にした数を超えることはできない。

例えば、生前一品官に任じたなら田五十頃を免役田として置くことができる。本人死亡後、子孫が家産分割せずに住んでいれば、半分にして田二十五頃を置くことができる。もし子孫が家産分割しても戸数の多寡に関わりなく、合計して半分の二十五頃という数を超えることはできず、なお家産分割書ならびに砧基簿内^{*}に父祖の官品と本戸が置くことができる免役田の数目、いま幾つの戸に分割されたか、各戸の免役田は幾らかをはつきりと書き記さねばならない。その後諸孫が家産分割しても前と同じように書き記し、曾孫・玄孫もこれと同じく書き、並びに田段の面積と所在地の州県鄉村の場所とを書いておく。もし差役があれば提出した証拠文書で役を免じるが、もしも家産分割書ならびに砧基簿内に書き記していなければ、免役するわけには行かない。品官の家には一州管下の諸県に田を置いている者がいることから、重複して免役になることを考慮し、関係者全員が署名した書状を出させ、自ら一つの県を指定してそこで限田免役を行わせ、限田額を超えた数量と別県の田産については一般民戸と同じく役に充てる。その他の官

品も同様である。

永州^①の黄知府は朝奉大夫に任じ、従六品で、限田は二十五頃、死後半分であるから合計一十二頃半となる。知府の五人の息子は各人二頃半である。四人の息子は官位があり、ひとり陞^{こせき}だけが無官である。いま省簿^{こせき}の黄侍郎^{*}大夫荘は黄陞の産業と指定されており、税錢が一貫四百三十六文ある。もし朝奉の五人の息子の一人が限田額を独占しているのなら、当然差役を免じるべきである。しかし提出した証拠文書には、侍郎の任官辞令書はあるが家産分割書につき書かれた簿書はなく、知府の家産に関する契約書はあるが、本人がそれを相続したという証明書はない。いま侍郎の息子（＝黄陞）に官位がないのに、侍郎の限田額はすべて（黄陞が）独占相続したというのであれば、法に違反する。もしも知府の第五子は朝奉の（限田の）五分の一を相続すべきだと考えれば、「侍郎」という荘名は、それ（五分の一）しか相続していないということ）を証明するものではない。ましてや本都^{*}の役の順番は最も窮屈で、これまで代々の知県たちも選定して充てることができず、毎年の徴税は郷司^{*}に強いて代行させている。胥吏たちは郷に行くことを利得とし、ぐるになって悪事を行なうが、それを調査究明できない状態である。また黄侍郎の子孫はみなこの県城に住んでいるが、戸籍は臨川県^②にあり、二つに分かれた県の税錢はとりわけ調べにくいものである。侍郎の死後、子孫は家産分割していま第何代目なのかかわからず、もし家産分割書がなければ全く依拠することができない。

先ずは（黄陞を）禁足処分とし、もしも提出した家産分割書が明白で、侍郎大夫荘が本主に知府の末子のものであり、知府が買い入れた家産の契約書が本主に本人が相続したものだを確認できたら、当然条文に従って役を免ずるべきである。通直郎の知県はすでに役に当たっており、きつと別の血筋のものであるから、侍郎の戸と一緒にするわけにはゆかない。なお、判決理由書を発給する。

【注釈】

①原文「永州」は、当時の荊湖南路永州、現在の湖南省零陵県。

②原文「臨川」は、当時の江南西路撫州臨川県、現在の江西省臨川市。

(25) 歸併黄知府三位子戸

黄知府以朝奉大夫知筠州、所立契書曰縣丞、曰知縣、曰通判、皆知府所歷之任、曰縣尉、曰主簿、曰將仕、皆知府所生之子、其實一戸。參對干照、並有可考。今雖不存、其幹人任慶乃言、本官見今義居、不曾分析。然拖照省簿、有黄知府大夫莊、有黄通判朝奉莊、又有黄朝議、而指為縣尉莊。一家而三戸、乃曰義居、無乃不可。稅錢共計四貫三百五十、合併而為一、並作知府大夫莊。又准法、朝奉大夫係是正郎、為從六品、可占限田二十五頃、死後半之、計十二頃半。以本郷則例、中等每頃五百四十五文、十二頃半共計七貫五百三十三文。今所有稅錢合在限田之内、責狀歸併、作一戸送納、干照當廳責付交領、仍給斷由。

「黄知府の三人の息子の戸を一つにする」

黄知府は朝奉大夫の官位で筠州^②の知州となり、立てた契約書には県丞^①と言い、知県^②と言い、通判^③と言っているが、みな知府が歴任した官であり、県尉^④と言い、主簿^⑤と言い、將仕^⑥（郎）と言っているのは、みな知府が生んだ息子たちであつて、その実一戸なのである。証文を参照すればすべて根拠がある。いま彼らは死んだが、その幹人^{しっじん}の任慶は「本官は現在義居^{ぎきょ}していて、これまで家産分割したことはありません」と言う。しかし省簿^{せいぼ}を引き出してみると、黄知府

大夫莊があり、黄通判朝奉莊があり、さらに黄朝議（の戸名）があつて、県尉莊と言っている。一家で三戸なのに義居^③と言うのは、認めることができるか。税銭は合計四貫三百五十文であるが、合併して一戸とし、（土地名義は）すべて知府太夫莊とする。

また法律では、朝奉大夫は正郎^④であり、従六品であるから、限田二十五頃を占めることができ、死後半分にして合計十二頃半である。当地の計算方法では中等の土地で毎頃五百四十五文、十二頃半では合計七貫五百三十三文となる^⑤。いま問題の税銭は限田の内にあるから、承認書を取つて合併し、一戸として納付させ、証文は官の面前で与えて受け取らせ、なお判決理由書を与えよ。

【注釈】

①原文「黄知府」とは、『宋両江郡守易替考』（巴蜀出版社、二〇〇一年）によれば、嘉定三年（一二二〇）から同四年に知筠州であつた黄栄かと思われる。前条の「黄知府」とは別人であらう。

②原文「筠州」は、当時の江南西路筠州、現在の江西省高安県。

③原文「義居」とは、家産分割せずに何世代かにわたり同居共財の下に生活していることを言う。

④原文「正郎」とは、元豊以後の寄禄官である朝請大夫、朝散大夫、朝奉大夫の三階官の別称。いずれも従六品。

⑤五百四十五文に十二頃半を乗じると六貫八百十二文五分となり、計算が合わない。計算の間違いか、あるいは中等以外の土地があつたということであらうか。

（26）贍墳田無免役之例

范西堂

拖照省簿、樂侍郎戸有税銭一貫七百七十二文、並無告勅・砧基簿書可以稽考。崇仁樂侍郎生於南唐、仕於國初、今

不見得子孫分作幾位、每位合占限田若干、仍省簿內稅錢是與不是樂侍郎宅產業。雖據賣出官司文榜、係樂侍郎撥作贍填田產、每年付安原・東林・鍾山三寺主管、然律之設法、難以此免。合監充今年六都稅長、先與召保、如將來有分明干照、見得合在限田之內、却與施行。

「祖先祭祀用の田は免役の例がない」

范西堂

省簿こせきを引き出してみると、樂侍郎＊の戸には稅錢一貫七百七十二文があるが、(官戸であることの)証拠とすべき告勅・砧基簿書＊はない。崇仁県①の樂侍郎は南唐に生まれ、国初に宋朝に仕えたが、いま子孫が分かれて第何代目なのか、各人が持つべき限田額がいくらののか、さらには省簿内の稅錢は樂侍郎宅の産業なのか否か確認できない。提出してきた官司の文榜ふれはみによれば、樂侍郎が自己の家産から取り出して祖先祭祀用の田産とし、毎年(その收穫物を)安原・東林・鍾山の三寺③に給付して寺のものとする事になってはいるが、しかしこれを役法からすれば、このことを理由に役を免除しがたい。

今年の第六都の稅長④に強制的に充当すべきであり、先ずは保釈し、もし将来明確な証拠文書があり、限田の内にありと確認できれば免役を許し行うことにする。

【校勘】

- ①原文一行目、中華書局本は「並無告勅・砧基簿書、可以稽考」とするが、文脈から原文のように改めた。
②原文三行目、「然律之設法」の「設法」は「役法」の誤記であろう。

【注釈】

- ①原文「崇仁県」は、当時の江南西路撫州崇仁県、現在の江西省崇仁県。
②原文「榮侍郎」とは、後の(31)条に「名は史」とあるように榮史(九三〇～一〇〇七年)で、字は子正、江南西路撫州宜黄県の人、太平興国五年(九八〇)の進士で、『太平寰宇記』の撰者として有名。原文「南唐」は、宋に先立つ五代の王朝で、現在の江蘇省南部・浙江省西部及び江西省を領土とし、九三七年から九七五年まで存続した。
③魏嵩山主編『中国歴史地名大辞典』(広東高等教育出版社、一九九五年)によれば、安原(源)寺、鐘山寺は江西省崇仁県境にあり、東林寺は江西省九江市の南の廬山の北麓にあった。
④原文「税長」とは、戸長や保正など徴税の役に充たる者の一般名称と思われる。

(27) 須憑簿開析産錢分曉

范西堂

王鉅到縣、亦賚出慶遠軍承宣使告勅・呈驗、非不明白。若論限田、合照免、然承宣乃紹興已前人物、即不見得承宣之後今有幾位、限田合占若干、儼非砧基簿書開析分曉、難以照使。准法、應官戶子孫、不於砧基簿分明聲說、並不理役(一)、正所以防民之姦。當職嘗於本戶點下以次人吳信戶、計稅錢二百三十八文、當廳比較、而吳信不服、只得告示承充。若穎秀一鄉凡有告勅便作官戶照免、役法不可得而行、版籍不可得而正。並繳原判回申、乞行照會。

(二) 不於砧基簿分明聲說並不理役「並不理役」一句不通、《宋會要輯稿》食貨六之六、「若分書並砧基內不曾合說、並不在免役之限。」可作參考。

「帳簿に書いてある明確な産錢に依拠すべきである」

范西堂

王鉅が県庁に来たが、提出した慶遠軍承宣使の告勅・証明書^②は明らかに本物であった。もし限田を問題にするなら免役すべきであるが、しかし承宣使は紹興年間（一一三一―一一六二）以前の人物で、承宣使の子孫がいま何家族おり、限田額が幾らになるかが確認できず、もしも砧基簿^{*}に明確に記載していなければ、これに依拠して実施することは難しい。法律では「あらゆる官戸の子孫は、砧基簿に明確に書き記していなければ役に関して取り合わない」とあるが、これはまさに民の悪事を防止するためなのである。

私は以前に本戸（＝王鉅）が指名した次の順番の人呉信の戸の税錢二百三十八文を、当庁で（王鉅と）比較したが、しかし呉信は承伏せず、ただ（王鉅に）役に充たれと告示せざるをえなかった。穎秀郷^③で、およそ告勅があればただちに官戸として役を免ずるとすれば役法は行うことができず、戸籍は正確を期すことができない。元の（王は免役し、呉を役に充てるという）判決を州庁から取り戻して再度上申し、知州に照会していただく。

【校勘】

原文二行目、「並不理役」に関して中華書局本は校勘を付しているが、中華書局本七四頁三行目に「保長不理」とあり、八七頁後ろから三行目に「不理官戸」とあるように、このままでも意味は通じそうである。これは取意文なので、こうした表現を用いたのではないか。

【注釈】

①原文「慶遠軍」とは、北宋末から南宋初めに一時期当時の広南西路宜州方面をこの地名としたもの。原文「承宣使」とは、政和七

年に節度觀察留後を改めた武階名で正四品。必ず某軍承宣使と軍額名が冠せられる。

②原文「呈驗」とは、証拠として官に提出した文書や物品、あるいはそれらを提出することを言う。

③原文「穎秀郷」は、撫州崇仁県所屬の郷名。『宋史』卷八八地理志四、撫州臨川縣に「紹興十九年、析惠安・穎秀二郷、入崇仁」とある。また後の(31)条を参照。なお「穎」は「穎」の俗字。

【補説】

本条は、時間的には次の(28)条の後に書かれたものと考えられる。

(28) 使州判下王鉅狀

范西堂

照對、王鉅初狀、元準台判、竇到慶遠軍承宣告勅呈訖、送縣、照依限田法行、已於十月十六日回申訖。王承宣係在紹興已前、若無分關簿書、不見得自今見有幾位、合限田若干。如二十四都王承宣戶有稅錢兩貫八百文、作幹人汪源竇出承宣孫武翼郎告呈上、已照條從限田免差訖。今二十三都乃是王承宣贍墳莊、豈得謂別無田產、更將承宣告勅影占行使、若無分關簿書、實難照應。況本都省簿並是城中寄居產業、無非立為官戶、尤難一例免差。合具本都役帳申上、如其他官戶亦有合充、或案吏・鄉司所具不實、乞勒王鉅供出一名、以憑追斷、儻所差不當、却當根究施行。

「知州が王鉅の訴狀に対して判決し(私に)下してきた」

范西堂

調査検討した。王鉅の最初の訴狀については、以前に知州の判決に、「(王鉅が)提出した慶遠軍承宣使の告勅・証明書を県に送るので、限田法に基づいて(免役を)行え」とあるのを受け、それについては十月十六日に知州に報告済みである。

王承宣使は紹興以前の人物で、もしも家産分割に関する簿書がないとあれば、現在何家族がいるのか、限田額は幾

らかを確認できない。二十四都の王承宣の戸の場合は、税銭が二貫八百文あり、以前に幹人しゅじんの汪源が承宣の孫の武翼郎①の告勅を上呈したので、すでに条文に従って限田免役した。しかし二十三都には王承宣の祭祀用の田地がある。そうであればどうして「外に田産はありません」と言い、その上承宣の告勅でそれをも不法に免役田とすることができよう。もしも家産分割の簿書がなければまことに準拠実行しがたいのである。ましてや本都の省簿こせきではすべて城中（居住者）の寄産で、官戸でないものはいないのだから、とりわけ一律に徭役免除とはしがないのである。

本都の差役帳簿と一緒に上呈するが、もしその他の官戸にも役に充てるべき者がいたにせよ、担当胥吏や郷司＊が（差役帳簿に）記載したことは事実ではないので、どうか王鉅に一名を指名させ、その者を召還して就役させたい。もしも王鉅の指名が不当であれば、（王鉅を）徹底的に追求し処分する。

【校勘】

①原文一行目、「費到慶遠軍承宣告勅呈訖、送縣」の「呈訖」は「呈驗」の誤記であろう。（27）条、（31）条、（33）条の「呈驗」の用例を参照。

②原文二行目、「作幹人汪源」の「作」は「昨」の誤記であろう。

【注釈】

①原文「武翼郎」とは、武官のランクを表す名称で従七品、武階五十二階中の第四十二階。

（29） 白關難憑

準役法、應官戸免役、並要於分書前該載某官原占限田之數、今は幾代、合得若干、子孫以至曾・玄、各要開析。如

分書不曾該載、並不理為官戸。劉儒宗所賣從義郎告、係是紹興三十一年、自從義至儒宗、不知幾代、合占幾畝、並無可考。又不知從義告是與不是儒宗之祖。在法、分書不載、不理官戸、正防此偽冒。今儒宗賣到白關兩本、意在行使、尤為欺詐。本戸產錢五百餘貫、聽從脫免、却以貧民下戸充應、殊失朝廷立法之意。押下本都着役、更敢抵頑、解上懲斷。

「官印のない家産分割書は依拠できない」

役法によれば、あらゆる官戸の免役は、すべて家産分割書の前面に某官の本来持っていた限田数、現在は第何世代目、持つべき限田額幾らかを記載し、子・孫から曾孫・玄孫に至るまで逐一書き込まねばならない。もし家産分割書に記載していなければ、官戸として扱わないのである。

劉儒宗が持ってきた從義郎^①の告^{じれいしよ}勅は、紹興三十一年（一一六一）のもので、從義郎から儒宗まで幾世代経つか、幾畝の限田があるかが分からず、全く根拠にできない。さらに從義郎の告勅が儒宗の祖先のものかどうかも分からない。法律に「家産分割書に記載がなければ官戸とは扱わない」とあるのは、まさにこうした嘘偽りを防止するためなのである。

いま儒宗は官印のない家産分割書二本を持ってきて、これで免役してほしいというのだが、詐欺行為の最たるものである。本戸の産錢は五百余貫で、言うがままに根拠なく免役してやれば、貧民下戸を役に充てることになり、とりわけ朝廷立法の趣旨を失うことになる。本都に連行して役に着かせ、これ以上頑なに抵抗すれば、ここへ連れてきて懲罰を加えるぞ。

【注釈】

①原文「從義郎」とは、武階名で從八品。紹興年間規定の武階五十二階中の第四十五階。

(30) 限田論官品

范西堂

照對、本縣穎秀一鄉、共計七都、相去城闌纔十五里、無非在城寄產、省簿立戶、並有官稱、無一編民。自前七都之內考之、前官悉無可差之役、所有催科、或勒鄉司代承、或差專人追上。付之鄉司、則官物侵欺、責專人、則鄉鄰騷動。且所居人戶咸在臺府之側、役一及之、群然而訟、朝發暮至、縣吏束手、莫敢誰何。甚而貧民下戶稅纔滿百、便使承認、役未終更、家卒用喪、尤為可念。此一鄉之宿弊、凡一・二十年、未有能正其名者。往歲到官之初、嘗取版籍、逐一考覈、其間真偽相半、而實有憑可以免役者無幾。索上千照、從條參對、而七都之役、三歲無缺。劉知府戶計稅錢一貫六百文、合充今年役長。昨據陳訴、雖嘗發出告勅、而無分關簿書、即不見得所置田產是與不是劉知府正派。再世無叔伯、將何所憑、三傳為的孫、亦何所考。儼執一告、便可立戶、纔頓一戶、便可免役、是族人之有官品、同宗皆可影占、父祖之有限田、子孫皆可互使、朝廷役法、何所適從。准乾道八年六月二十六日勅、品官限田、照應原立限田格條、減半與免差役、其死亡之後、承蔭之人許用生前曾任官品格、與減半置田。如子孫分析、不以戶數多寡、通計不許過減半數。謂生前曾任一品官、許置田五十頃。死亡之後、子孫義居、合減半置田二十五頃。如諸孫分析、不戶數多寡、通共不得過所減半二十五頃之數、仍於分書並砧基簿內、分明該說父祖官品並本戶合置限田數目、今來析作幾戶、每戶各有限田若干。自後諸孫分析、依前開說、曾・玄孫准此。仍要開具田段畝步、并坐落州縣鄉村去處。如遇差役、即發出照免。若分書並砧基簿書不曾開說、不在免役之限。劉知府新婦李氏、據稱係是三代之孫、傍無叔伯。若果是如所訴、自當照

免、豈致更令上煩臺府、今無片紙可照、但執一告、揆之役法、實不可行。又如其他州縣之有田與否、姑未暇論、況穎秀一鄉七都之役、凡當定差、悉用此例、積年偽冒、一無所逃。當劉知府初差之時、亦非不聽從理為官戶、但追到幹人、監索干照、累日無之、情願承認、只合照行。今若獨令一人倖免、七都見充計一十四人、其為官戶而前此不差者居十之九、咸有詞訴、無復寧時。合繳原判回申、提舉使臺照會、如本戶續賚到干照、合該見行限田免役法、自當照應施行。

「限田は官品を問題にする」

范西堂

調査検討した。本県（＝崇仁県）の穎秀郷は計七都あり、県城からわずか十五里離れているだけだが、城市居住者の寄産でないものではなく、省簿上の戸にはみな官称があり、一戸として庶民がいない。前記の七都の中で考えてみると、前任官は全く役に充てるべき者がいないので、あらゆる徴税はある時は郷司に代わって引き受けさせ、ある時は專人を派遣して取り立てた。郷司に徴収できれば官物は誤魔化し取られ、專人に任せれば地元は大騒ぎとなる。その上居住者はみな官庁近くに住んでおり、役が一旦及ぶや群れをなして訴えを起こすこと極めて素速く、県吏は手をこまねき誰も関わりを持つとうとしない。ひどい時には貧民下戸で税がわずかに百文に至ればすなわち役に充てられ、役がまだ終わらないうちに家ではにわかに葬式を出す有様で、とりわけ可哀想である。これはこの郷の宿弊で、およそ一、二十年の間いまだに正常化できていない。往年（私は）官に着任した際、かつて版籍を手にとって逐一考驗したが、その間真偽は相半ばし、実際に根拠があつて免役することができる者は殆どいなかった。証拠文書を取り寄せ、法律に従って付き合わせれば、七都の役は三年間（充当者が）欠けることはないのである。

劉知府の戸は税錢一貫六百文で、今年の役長に充てるべきである。先頃訴え出たが、以前に告勅を持ってきたとは

いえ、家産分割の簿書がなく、持っている田産が劉知府の正統な後継者のものかどうか確認できない。二世代にわたって伯父・叔父がおらず、何を根拠となしえよう。三世代経った孫だと言うが、どこに根拠があるのか。もし一本の告勅を手にして勝手に官戸を立て、官戸を立てればただちに免役するといふのであれば、族人に官品を持つ者があれば同宗の者はみな不法に限田に組み入れ、父祖に限田があれば子孫はみな互いにそれを用いることになり、朝廷の役法は何に従って行えようか。

乾道八年（一一七二）十一月二十六日の勅に、「品官の限田は、もと定めた限田の規定に照らし、半ばを減じて差役を免じ、本人死亡の後、蔭を承けた者は生前に任じた官品の規定から半ばを減じて限田を置くことを許す。もし子孫が家産分割すれば、戸数の多寡に関わりなく、合計して半ばを減じた数量を超えてはならない」とある。^①言う心は、生前かつて一品官に任じれば田五十頃を置くことを許す。死亡の後子孫が義居すれば半ばを減じて田二十五頃を置くことを許す。もし子孫が家産分割すれば、戸数の多寡に拘わらず、合計して半ばに減じた二十五頃という数を超えてはならず、なお家産分割書ならびに砧基簿に父祖の官品、本戸が置くことができる限田数、いま何戸に分かれたか、各戸は各々限田が幾らかを明確に書き記す。その後子孫が家産分割すればこれと同じように書き記し、曾孫、玄孫であつても同じである。なお、田段の面積並びに所在の州県郷村の場所を書く。もし差役にあえば、ただちにそれらを提出して免役してもらう。もし家産分割書並びに砧基簿書に記載しなければ免役はできない、ということである。

劉知府の新婦李氏は（官僚の）三代経った孫だと言うが、伯叔^{おじ}がいない。もし本当に訴え出たとおりであれば、当然免役すべきで、これ以上上級官庁を煩わせることはないのだが、いま証拠とすべき一片の証文もなく、只一本の告勅を持っているだけで、役法によれば全く免役を行うことはできない。またその他の州県に田があるかどうかはしば

し問題にする暇がないが、穎秀一郷七都の役はすべて選定に際し悉くこの例を用いねばならず、昔年の誤魔化しは一つとして逃れることはできない。劉知府の戸が初めて役に充てられた時には、官戸として扱おうとしなかったわけではなかったが、ただ幹人を呼び出して証拠文書を強制提出させたところ何日経っても提出せず、役に充たれることを願ったので、そのように行うのみである。いまもし一人を優遇して免役すれば、七都で現に役に充たっている者は十四人おり、官戸として以前に役に着かなかった者はその中の十分の九に上るから、みな訴えを起し、(官司は)休む暇もないことになるう。

先の判決を取り戻して再度上申し、提舉使の役所に照会し、もし本戸が後に証拠文書を提出し、現行の限田免役法に合致するものなら、当然ながらそれに照らして実施することとしたい。

【校勘】

①原文八行目、「准乾道八年六月二十六日勅」とあるのは、「十一月二十六日勅」の誤記。『宋会要輯稿』食貨六・食貨六一、限田雜錄、及び『慶元条法事類』卷四八、賦役門、科敷を参照。

②原文十四行目、「況穎秀一郷七都之役」の「況」は「但」の誤記であろう。

【注釈】

①この勅文は、そのままではないが『宋会要輯稿』食貨六・食貨六一、限田雜錄、『慶元条法事類』卷四八、賦役門二、科敷に見える。

(31) 提舉再判下乞照限田免役狀

范西堂

照對、本縣惠安・穎秀兩鄉、原係臨川、續行撥隸、去城纔一・二十里、所有田業、無非城中寄產、各冒官稱。其内

十餘都、自二・三十年間、無可差之役。間有小民、稅纔滿百、勒充戶長、役滿而稅與之俱亡、其禍慘甚。以故小民或有丘角之田、爭相求售、無敢存留、否則必官戶之幹人、或其宗族親戚、並緣假借、以圖影占。縣司未嘗有敢定差、縱或取會、彼執告勅而來、無能辨其偽者。自前兩鄉催科、皆勒鄉司為之代、其鄉司者亦樂為之、互相表裏、名有代役之苦、實滋舞弊之姦、非惟所催官物詐冒入己、而省簿姓名半入逃亡。此弊相傳、已非一日。本職交割之後、悉取在城寄產官戶、無間故家見存、具申臺府、逐一索上、律之役法、一例定差。除實有干照、見得所立官戶委合限田之制、所占限田委是本戶之產、給據照免、餘當與編戶同。又以各都稅錢鼠尾排定、自多及少、次第告示。兩年以來、昔未嘗充而今已充應者、凡三十五家、其餘合充而點差未到者、亦不下數十戶。儻役法所載、堅守而行之、自是以後、不患無可差之役。劉知府無分關干照、而徒執紹興年間告敕以免役、彼但知告不限乎年之久近、却不思澤例斬於孫之曾・玄。其間分析、又以限田而均于承分之人、位有多寡、限亦如之。豈容執知府一告、而曰子曰孫、費出呈驗、便可影占。未差之前、會與不曾充役。拖照、自前影占如劉知府、而今已入役者三十五家、或是已替、或是見充、各具于後。如樂侍郎一戶、即名史者、生於南唐、仕於國初、越今幾三百年、猶以侍郎立戶、以侍郎免役、此本戶之產、猶有可言。若素無官品、平白起立、計囑他人、與之承認、例占限田、亦甚無謂。萬一所差只劉知府一人、姑與之免、不妨從厚、今經陳使臺者、乃合城中而為之謀。彼以數十年無役之家、悉入差帳、咸欲起而爭之。姑以一人嘗試其姦、設或中謀、羣然胥倣、已差者利其後、見役者覲其免、未差者執其例、何特劉知府一家而已。再具申照會。

「提舉使が再度限田免役の法に従つて欲しいという（劉の）訴狀に判決し（私に）下してきた」范西堂

調査検討した。本県の惠安・顯秀兩郷はもと臨川県であつたが、その後に（崇仁県に）移され、^{*} 県城からわずかに

一、二十里離れているだけだが、あらゆる田地は城中居住者の寄産であり、持ち主はみな官称があると言っている。その内の十以上の都は二、三十年間、役に充てるべき者がいなかった。まゝ小民で税がやつと百文に満つる者がいると、無理矢理戸長の役に充てられ、役が終われば（破産して）税は彼と一緒に亡くなってしまう。その災いは慘憺たるものである。それゆゑ小民はわずかの土地を争つて売りに出し、あえて手元に置こうとせず、そうでなければ必ず官戸の幹人あるいは官戸の宗族親戚にすべて名義を借りて、役逃れの手だてとする。県司はこれまで役に充たる者を選定しようとはせず、たとえ選定調査に入つても相手は告勅を持つて来るし、その真偽を弁ずることができない。これまで両都の税徴収はみな郷司に代行させてきたが、その郷司もまた喜んでこれを行い、互いに表裏となつて、表向きは代役の苦しみを言うが、實際は好き勝手に悪事を重ね、徴収した税物を自分の懐に入れるだけでなく、省簿上の姓名の半ばは逃亡としてしまう。こうした弊害は代々繰り返され、すでに長きにわたっている。

私が替任でやつて来て後、在城の寄産の官戸をすべて調査対象に取り上げ、もとの家が現存していても、知府に具申し、逐一証拠文書を取り寄せ、これを役法に照らし、一例に役に充てた。實際に証拠文書があり、立てた官戸が實際に限田法に合致し、持つている限田が本当に本戸の産であることを確認し、証明書を給付して免役した者以外は、一般民戸と同じとした。また各都の税銭が多い者から順に並べ、（役に着く順序を告示した。二年間で、昔は役に充たらなかったがいますでに役に充たつた者は三十五家あり、その他の役に充たるべくしてまだ順番が来ない者は数十戸を下らない。もしも役法が定めていることを固く守つて行えば、今後役に充てるべき者がいないことを憂慮することはないのである。

劉知府の家は家産分割の証文がなく、徒に紹興年間の告勅を根拠に免役を言うが、彼はただ告勅は何年経っている

かを問題にしないと言うだけで、（免役の）恩沢は子孫の曾孫・玄孫で終わりだということを知らない。その間の家産分割はまた限田額を分割した人に均等に分配するのであって、一家の人数に多寡があっても限田額は一定で、どうして知府の一本の告勅を根拠に、子と言ひ孫と言ひ、証拠文書を差し出して役逃れをすることなどできようか。まだ役に充てられる前なのは、偶々これまで役に充てられなかったということにすぎない。

関係書類を調査してみると、これまで劉知府のように役逃れをした者で、現在すでに役に着いた者は三十五家あり、ある者はすでに交替し、ある者は現在充たっているが、各々の名を後ろに記しておく。楽侍郎＊の戸のごときは、すなわち名は史であるが、南唐に生まれ、国初に仕え、現在まではほば三百年を超えているが、それでも侍郎の名で戸を立て、侍郎であることで役を免じられている。本戸の産業のごときはなお主張に根拠がある。本もと官品がないのに根拠もなく官戸を立て、他人に（賄賂で）頼んで認めてもらい、一例に限田を持つ者のごときは、全く不法そのものである。

万一役に充てられる者が劉知府一人なら、しばし免じて優遇してやつてもよいが、いま提挙司へ訴え出ている者（＝劉知府の家）は、城中の者すべてが役逃れできるようにと企図しているのである。かの数十年役がなかった家を悉く役に充てる帳簿に入れることになれば、みな立ち上がって争うであろう。しばし一人が悪事を試し、もし計略がうまく行けば、群をなしてみなそれに倣い、すでに役に当たった者は将来の利益を目指し、いま役に充たっている者は免れようと謀り、まだ役に着いていない者は先例を根拠とし、そうなれば劉知府一家だけではすまない。再度具申して知府に照会する。

【校勘】

原文十く十一行目、中華書局本は「便可影占未差之前、会与不曾充役」とするが、「影占」は自動詞として用いられ、かつ文脈も通じないので、原文のように断句した。

【補説】

言うまでもなく、提舉使は官戸として免役するように判決して范応鈴に差し戻したのである。本条はそれに対する反論である。

(32) 限田外合同編戸差役

范西堂

准法、權六曹侍郎係四品、合占限田三十五頃、死後半之、計一十七頃半、以六等田紐算、合計稅錢一十四貫文。李侍郎四子、每位計占稅錢三貫五百文、今長位又分作二分、合占一貫七百五十文。拖照省簿、各有稅錢三貫一百八十九文、除限田一貫七百五十文外、尚計一貫四百三十文、合同編戸差役。臨川有說、姑置勿論、先與招保、聽具帳呈。若以他位有官、欲遜作一位免役、却無此法。

本縣一都見缺保正、鄉司・役案保明董世昌。及出引告示、又據本人糾論黃監稅。契勘、黃監稅原是文學出身、見任常州稅務、今年四月已書三考、合係落權、理為官戸。但九品當占限田五頃、算計稅錢四貫。今黃監稅錢餘錢兩貫九百文、合同編戸差料(二)。董世昌戸計稅錢兩貫三百文、若以稅錢多寡、黃監稅在上、然董世昌折生白脚、其黃監稅原充大役、尚是庚申・辛酉年分、亦計二十餘年。備兩詞、申審提舉使臺、欲乞指定行下、以憑遵守施行。

(二) 但九品當占限田五頃算計稅錢四貫今黃監稅錢餘錢兩貫九百文合同編戸差料 據前後文意、「黃監稅」下、疑脫「稅」字、與後文連稱「稅錢」、方與前九品官「稅錢四貫」相應。又「黃監稅錢」與「餘錢兩貫九百文」之間、原衍「兩貫九百文」五字、據上圖校勘

本刪。

「限田外は編戸と同じく役に充てる」

范西堂

法によれば、権六曹侍郎は四品であるから限田は三十五頃で、死後はこれを半分にして一十七頃半、六等の田で計算すると税錢は一十四貫文となる。李侍郎の四子は各人税錢三貫五百文を持つことになるが、いま長男は二戸に分割したので一戸は一貫七百五十文である。省簿こせきを参照すると、各々税錢は三貫一百八十九文で、限田分一貫七百五十文を除くと、一貫四百三十文が残り、この分は一般の人戸と同じく役に充てるべきである。臨川県が言うには、「しばし問題にせず、先ずは釈放して、帳簿に書いて上呈するのを許したい。もしほかに官位がある人がいれば、その分を譲り渡して（二戸分として）免役にしたい」とあるが、こうした法律はないのだ。

本県の一都は現在保正＊に充たる者がおらず、郷司＊・役担当胥吏は董世昌を役充当者として保証してきた。文引＊を出して告示すると、本人は「黄監税②が充たるべきです」と言ってきた。調査の結果、黄監税は本もと文学の出身で、現在常州④の税務に任じており、今年四月にはすでに三考を書き、落権⑥となったので官戸として扱われるべきである。但し九品官は限田五頃、税錢計算で四貫である。いま黄監税の税錢の残りは二貫九百文あり、この分は編戸と同じく役に充てるべきである。董世昌の戸の税錢は二貫三百文で、もし税錢の多寡で言えば黄監税が上にいるが、しかし董世昌は（朱脚から年限によって）白脚に転じており、一方黄監税は以前に大役に任じたが、それは庚申・辛酉（一二〇〇・〇一）の年で、二十余年前のことである。

双方の言い分を書いて、提挙司へ上申して審理していただき、指名した命令を頂戴し、それを遵守し実施したい。

【校勘】

原文七行目、「折生白脚」の「折」は「析」の誤記。

【注釈】

- ① 原文「權六曹侍郎」とは、權六部侍郎のこと、從四品。
- ② 原文「監稅」とは、県や鎮また稅務など各級・各地に置かれた商稅徵收の監當官。
- ③ 原文「文學出身」とは、文學參軍出身という意味。文學參軍は散官名で從九品、宋代には責降官や恩授官また納粟官に与られた。
- ④ 原文「常州」は、當時の兩浙西路、現在の江蘇省常州市。
- ⑤ 原文「書三考」とは、三度の考課（成績調査）を経た、あるいは単に三年を経た、という意味。考課につき詳しくは、梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）を参照。
- ⑥ 原文「落權」は、未詳。

（33）有告勅無分書、難用限田之法

俞嗣古・嗣先係是尚書之後、累世承蔭、皆有告勅可考、不得謂之非官戶。但據呈驗、徒有告勅、而無分書、即不見得今去有蔭之祖係是幾代、析免役之戶係是幾位、律之於法、已自難行。且以畫到宗枝、賣出告勅為據、未後一祖雖是朝散郎、可為正七品、若論限田、子孫減半、亦在十頃之內。然所出告勅、俱是宣和五年、至今百有餘歲、豈復更有限田可占。若呈上此告、而可以免差、凡祖宗朝會有官品者（二）、皆可謂之官戶、皆可用之以免役、法遂可廢。前此作縣不與究竟、但據鄉司呈帳、具作官戶、便置勿論。積年姦欺、習以為常、不知役法自有成說、押下本縣、從條定差。但嗣先兄弟兩人、父既久喪、母將服闋、便令析分、於法未可。且充都戶、恐成頻併。合告示嗣古先充、却理作析土役色。

〔一〕凡祖宗朝會有官品者「會」、疑作「會」。

「告勅^{*}があつても家産分割書がなければ、限田の法を適用しがたい」

兪嗣古・嗣先は尚書^①の後裔で何代にも渡つて恩蔭を承け、それについては告勅で証明できるので、官戸ではないと言ふことはできない。ただ証明書としては、告勅があるだけで家産分割書はなく、現在蔭ある祖先から何代経つてゐるのか、免役される戸は分かれて何戸になっているのかが確認できず、法律からすれば免役しがたい。かつ画いた家系図と持つてきた告勅を根拠にしているが、最後の祖先は朝散郎で正七品、もし限田を論ずれば子孫は半分なので十頃の内にゐることになる。しかし提出した告勅はいずれも宣和五年（一二二三）のもので、いまに至るまで百余年経つており、どうしてこれ以上限田を持つてようか。もしこの告勅を差し出して免役できるのなら、およそ王朝草創期でかつて官品があつた者はみな官戸とさうべく、みなこれで免役できることになり、法は無用のものとなる。

以前に県では究明を行わず、ただ郷司^{*}が提出した帳簿に官戸と書き込んであつたが、それを問題にはしなかつたのである。昔年の悪事はそのまま常態となつてしまつた。よいか、役法には自ずと一定の考え方があるのだ。（兪を）本県に護送して法律通り役に充てよ。但し嗣先の兄弟兩人は、父親が早くに亡くなつたが、母親の喪が明けようとしている時期なので、家産分割することは法律上出来ない^②。都戸（＝合併した一戸）として役に充てるべきであるが、さうすれば急に（嗣古・嗣先の二戸を）合併することになる。まずは嗣古に告示して先に役に充てるが、家産分割した際に充たるべき役目に充当することとする。

【校勘】

原文六行目、「析土役色」は「析生役色」の誤記であろう。(16)条では「析生役次」とあり、他の宋代史料でも「分煙析生」などと言う(例えば『続資治通鑑長編』卷二三七、熙寧五年八月甲辰条)。

【注釈】

①原文「尚書」とは、宋初では旧来の尚書省に係する形骸化した官名となっていたが、元豊官制改革後は尚書省六部の復活に伴い、六部の長官を言う。

②『宋刑統』卷二二、戸婚律「父母在及居喪別籍異財、居喪生子」に、「諸居父母喪生子、及兄弟別籍異財者、徒一年」とあり、父母の服喪期間は家産分割が禁止されていた。